

令和2年度分

第3次ぎょうだ男女共同参画プラン
進捗状況報告書

行田市

目次			ページ
重点施策	1 男女共同参画に関する推進体制の強化	...	1 ~ 5
重点施策	2 政策決定過程における男女共同参画の推進	...	6 ~ 9
重点施策	3 市民との連携による男女共同参画の推進	...	10 ~ 12
重点施策	4 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	...	13
重点施策	5 経済社会における男女共同参画の推進（雇用機会均等）	...	14 ~ 15
重点施策	6 子育てしやすい環境の整備・充実	...	16 ~ 18
重点施策	7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の推進	...	19
重点施策	8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備	...	20 ~ 21
重点施策	9 生涯を通じた健康づくりへの支援	...	22 ~ 23
重点施策	10 暴力のない社会づくりの推進	...	24 ~ 25
重点施策	11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実	...	26 ~ 28
重点施策	12 セクシャルハラスメント防止対策	...	29
重点施策	13 関連機関との連携の推進	...	30
重点施策	14 性別による固定的な役割分担意識の解消	...	31 ~ 32
重点施策	15 男女平等教育の推進	...	33 ~ 34

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価 A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●男女共同参画を推進する担当部署の政策調整機能及び企画立案機能の充実 ●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	男女共同参画推進センター	審議会にプラン進捗状況調査の結果を報告し意見を求め、事業内容等を検討・実施する。	A	・審議会において各所属から出された報告に基づき、担当部署へのヒアリングを行った。	1・2	・審議会 ①R2.7.17 ②R2.10.26 ③R2.12.21	ア	審議会にプラン進捗状況調査の結果を報告し意見を求め、事業内容等を検討する。
			企画政策課	委員の選任について、前年度同様、行田市男女共同参画推進条例の適正運用に努める。	A	行政改革推進委員会委員9名のうち、女性委員を2名登用した。	1	男女共同参画推進審議会及び社会教育委員会から女性委員を選任した。	ア	前年度同様、委員の選任について、男女の差なく選任するよう努める。
			危機管理課	行田市防災会議の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。	A	行田市防災会議の委員に男女共同参画推進審議会から1名選任した。	1	行田市防災会議に男女共同参画の視点を反映した。	ア	行田市防災会議の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。
			中央公民館	令和2年度も昨年度同様の男女構成で審議会を行なう。	D	公民館運営審議会委員22名のうち、女性1名を委員に委嘱した。昨年度2名のところ1名減の半数となったため、評価Dとした。	1	委員は関係団体からの推薦をうけ選任。昨年度に引き続きNPO法人子育てネット行田より女性の推薦があった。行田市男女共同参画推進審議会からの推薦が男性となり、1名減となった。	ア	公民館運営審議会の委員を行田市男女共同参画推進審議会から継続して1名選任する。
			図書館	図書館協議会の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。	A	引き続き、委員10名のうち審議会から選任された1名に委員として従事していただいた。	1	男女の別なく平等に意見を出し合い事業を実施した。	ア	図書館協議会の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。
			生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	スポーツ推進審議会の委員に男女共同参画推進審議会から継続して2名を選任。	A	行田市男女共同参画推進審議会より2名の委員を継続して選任した。	1	任期中のため、2名の委員を継続して選任した。	ア	スポーツ推進審議会の委員に男女共同参画推進審議会から2名を選任。
	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	男女共同参画推進センター	男女共同参画の推進に関する施策を実施する。結果をホームページ及び本庁舎内の情報コーナーにて報告・公表する。	A	・男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施し、結果を公表した。	1・2	情報紙VIVAやホームページ及び市政情報コーナーにて公表した。	ア	男女共同参画の推進に関する施策を実施する。結果を市報やホームページ、本庁舎内の情報コーナーにて報告・公表する。
			秘書課	引き続き条例の主旨を尊重し、職場環境を形成していく。	B	来客者への接待等、各種業務において男女関係なく日々の業務を遂行している。	1	男女の別なく平等に意見を出し合い業務を遂行した。	ア	引き続き条例の主旨を尊重し、職場環境を形成していく。
			財政課	課の業務としての条例の運用、施策の推進は無いが、引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	A	課の業務としての条例の運用、施策の推進はなし。家族を構成する者が、子の養育、その他の家庭生活における活動において自らの役割を積極的に果たせるよう、休暇の取得等に理解を示し、休暇中は他のメンバーで協力し合って補い業務の円滑な遂行を図った。	2	休暇の取得等に理解を示し、休暇中は他のメンバーで協力し合って補い業務の円滑な遂行を図った。	イ	課の業務としての条例の運用、施策の推進は無いが、引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。
			広報広聴課	統計調査員については、希望登録制ではあるが、男女比率を考慮した登用を図っていく。	A	令和2年度の登録調査員77名のうち、女性55名であった。	2	新規登録者16名のうち、女性8名であった。	ア	統計調査員については、希望登録制ではあるが、男女比率を考慮した登用を図っていく。
			人事課	引き続き男女共同参画を推進するための研修機会の充実と、職員の健康を増進するための各種取組の推進を図る。	A	人権問題研修会(12/10)を実施するとともに、定期健康診断の実施日数を増やし、受診機会の拡大を図った。	1・2	人権問題研修会：51名参加 定期健康診断4日間実施	ア	引き続き男女共同参画を推進するための研修機会の充実と、職員の健康を増進するための各種取組の推進を図る。
			総務課	審議会・審査会の委員の委嘱において、男女共同参画の視点が取り入れられるように努める。	B	審議会(7人中2人)・審査会(5人中1人)の委員について、任期途中で委員の退任がなかったため、新たに委員を委嘱することはなかった。	1	審議会において、副会長として会議の運営に関わっていただいた。	ア	審議会・審査会とも委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
			選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人。	A	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	1・2	委員の改選があり、補充員の内、女性委員を1名増員した。	ア	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人
			市民課	条例の適正運用に努める。	B	雑務の軽減、性差による業務の偏りをなくした。	1・2	基本理念にのっとり業務配分を行い、事業を実施した。	ア	条例の適正運用に努める。
			南河原支所	条例の適正な運用と施策の推進に努める。	C	条例の適切な運用と施策の推進に努めた。	2	関係機関が作成したパンフレットやポスターの掲示により情報提供した。	イ	条例の適正な運用と施策の推進に努める。
			地域活動推進課	引き続き条例の適正運用に努める。	B	各種業務において男女関わりなく業務に当たっている。	1・2	様々な立場から意見を出し、事業を実施した。	ア	引き続き条例の適正運用に努める。
			環境課	引き続き条例の適正運用に努める。	C	行田市環境審議会委員11名の内、女性委員を2名登用した。 行田市資源リサイクル審議会委員11名の内、女性委員を2名登用した。	1・2	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	イ	引き続き条例の適正運用に努める。
			農政課	行田市「人・農地プラン」策定検討会の構成員として女性委員を登用する。	B	構成員として女性役員を登用した。R3.3.31現在9名のうち女性3名。	2	プラン審査において平等に意見をもらった。	ア	行田市「人・農地プラン」策定検討会の構成員として女性委員を登用する。
			農業委員会	令和2年7月19日までの任期。	D	令和2年7月に農地利用最適化推進委員20名のうち2名が女性委員として登用されている。	1	推進委員20名のうち2名が女性委員として登用された。	ア	令和5年7月19日までの任期
			高齢者福祉課	引き続き条例の適正運用に努める。	B	各種業務において、条例の適正な運用と施策の推進に努めた	1	男女共同参画の意識を持ち、業務を執行した。	ア	引き続き条例の適正運用に努める。
			福祉課	引き続き、個々の能力・適正に応じた業務配分を行い、課内の連携および相談業務などの円滑化を図る。	B	個々の能力・適正に応じた業務配分により円滑に業務を遂行し、相談業務などの円滑化を図った。	3	男女の別なく、個々の適性に応じ業務を配分した。	ア	引き続き、個々の能力・適正に応じた業務配分を行い、課内の連携および相談業務などの円滑化を図る。
			保険年金課	男女共同参画の趣旨に鑑み、引き続き、国保運営協議会委員における女性の登用を図る。ひとり親家庭等医療費、子ども医療費支給事業の適正な実施に努めていく。	A	国保運営協議会委員全15名中、女性を4名登用している。 ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の支給事業を実施することにより、ひとり親家庭及び子どもの福祉の増進に寄与した。	1・2	男女の別なく平等に意見を出し合い事業を実施した。	ア	男女共同参画の趣旨に鑑み、引き続き、国保運営協議会委員における女性の登用を図る。ひとり親家庭等医療費、子ども医療費支給事業の適正な実施に努めていく。
			保健センター	条例を適正運用し、事業等を実施する。	B	男女共同参画の視点を持ち、事業を実施した。	1・2	男女共同参画の視点事業を企画運営した。	ア	条例を適正運用し、事業等を実施する。
			都市計画課	審議会等の委員委嘱において、男女人数の均衡を図るように努める。	C	都市計画審議会委員12名中、女性委員2名を登用していた。しかし、令和3年3月中に機関の代表者女性1名が退任したため、年度末には女性委員1名となった。	1・2	積極的に意見を出し合い、有意義な審議会等が行われた。	ア	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。
			建築開発課	職員研修等に積極的に参加し、条例の適正な運用に務める。	B	条例の適正な運用に努めた。	2	職員を割り振りし、積極的に研修に参加した。(参加予定の職員研修が中止になった)	ア	職員研修等に積極参加し、条例の適正な運用に務める。
			営繕課	条例の適正運用を図るため、市営住宅委員会に女性委員登用の推進を継続する。	A	条例の適正運用を図るため、市営住宅委員会に女性委員登用の推進を継続する。	1	住宅委員会を2回開催。幅広い意見を聴取することができた。	ア	条例の適正運用を図るため、市営住宅委員会に女性委員登用の推進を継続する。
			道路治水課	職員研修等に積極的に参加し、条例の適正な運用に努める。	B	条例の適正な運用に努めた。	2.3	カウンター等の消毒など男性職員が積極的に行う。	ア	条例の適切な運用に努める。

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
			管理課	課内担当業務を均等に振分け、業務を行う。	B	課内担当業務を均等に振分け、現地調査や対外交渉など、一貫して業務を遂行した。	1	不用道路敷・水路敷の売却業務、除草委託業務を分担して行った。	ア	課内担当業務を均等に振分け、業務を行う。
			会計課	引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	A	男女共同参画の意識を持ち、各々の職責・能力に応じた業務分担を行うとともに、家庭においても自らの役割を積極的に果たせるよう努めた。	2	休暇の取得等に理解を示し、休暇中は他の職員で協力し合って補い業務を円滑に遂行した。	ア	引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。
			消防本部	消防団員に女性分団が発足したことから、令和元年度末で、浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊が解散した。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが開催されなかったため、啓発活動は実施できなかった。 男性消防団員には防火衣が配備されている代わりに、活動時に着用する防寒着を購入した公益財団法人日本消防協会より防災活動車及び啓発用資機材が交付された。	2	女性消防団員10名分を購入 防災活動車及び啓発用資機材が交付された。	イ	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する
			教育総務課	教育委員会会議における施策の審議に当たり、男女共同参画を意識した運営を行う。	B	教育委員会会議構成員である教育長及び教育委員5名のうち女性3名を維持するとともに男女共同参画の視点を持って審議を行った。	1・2	教育委員会会議構成員のうち女性1名が任期満了により退任したが、新たに女性1名を新任	ア	教育委員会会議における施策の審議に当たり男女共同参画を意識した運営を行う。
			学校教育課	新規指導主事に対し施策の説明を行い、共通理解を図る。	A	新規指導主事に対し施策の説明を行い、共通理解を図った。	3	共通理解を図った。	ア	条例の適正な運用に努める。
			生涯学習スポーツ課(旧ひと課)	男女共同参画だけでなく、様々な人権課題や生涯学習に関する各種事業の講座や講演の計画に努める。また、周知方法を広域に広げられるよう工夫する。	B	男女共同参画だけではなく、様々な人権課題を取り上げて各種事業での講座を行った。	1・2	講演会等の開催情報について、市報等で周知を行った。	ア	男女共同参画だけでなく、様々な人権課題や生涯学習に関する各種事業の講座や講演の計画に努める。また、周知方法を広域に広げられるよう工夫する。
			生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業調整にあたり、条例の趣旨に基づき男女の別なく適正な業務遂行を目指す。	C	新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業調整にあたり、条例の趣旨に基づき男女の別なく適正な業務遂行をした。	1	事業調整にあたり、男女の別なく取り組み、適正に業務を遂行した。	ア	男女共同参画の意識を持った業務の遂行に努める。
			学校給食センター	引き続き男女均等に委嘱できるよう努める。	A	運営委員会の委員を男女均衡になるように委嘱することができた。	1	女性5人・男性5人	ア	引き続き男女均衡に委嘱できるよう努める。
			文化財保護課	引き続き男女の割合を考慮し、発掘作業員を雇用する。	B	文化財の整理・発掘作業員の雇用について、その都度、男女の割合を考慮し雇用した。	2	年間を通しての男女雇用割合を考慮しているが、特に発掘作業を希望する女性が少ない。	ア	引き続き、男女の割合を考慮し、発掘作業員を雇用する。
			図書館	図書館の館長諮問機関である図書館協議会の委員において、条例に基づき積極的に女性委員を選任する。	B	図書館協議会の委員として女性委員が4名従事。女性比率40%	1・2	比率が前年度より下回ったが、40%は維持した。	イ	図書館協議会の委員において、条例に基づき積極的に女性委員を選任する。
			監査委員事務局	引き続き研修やセミナーに積極的に参加し、基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	B	家庭生活における活動において、自らの役割を積極的に果たせるよう休暇の取得等に理解を示し、協力することで業務の円滑な遂行を図った。	2	休暇の取得等に理解を示し、協力することで業務の円滑な遂行を図った。	ア	引き続き、基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。
			水道課	引き続き条例の適正運用に努める。	B	審議会の委員をほぼ男女均等になるように委嘱することができた。(男性6名:女性4名)	1	男女の別なく、積極的に意見を出し合った。	ア	引き続き条例の適正運用に努める。
			議会事務局	条例の適正な運用につとめる。	B	個々の能力・適正に応じた業務分担を行い、家庭生活においても自らの役割を積極的に果たせるよう努めた。	3	男女の別なく適正に応じた業務分担を行い、業務の円滑な遂行を図った。また、家庭生活においても自らの役割を積極的に果たせるよう、休暇の取得等に理解を示した。	ア	引き続き条例の適正な運用に努める。

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
			下水道課	委員の委嘱に際し、男女の均衡に努める。	E	委員9名のうち男性は8名、女性1名で、会議の開催回数は3回であった。男女の比率が不均衡であるため、評価はEとした。	2	会議配布資料に図や表を多数掲載し、各委員が理解しやすいよう配慮した。	ア	委員の委嘱に際し、男女の均衡に努める。
(2)計画進行のチェック体制の整備・充実	①ぎょうだ男女共同参画プランの推進	●進捗状況調査の実施及び計画進行のチェック	男女共同参画推進センター	プラン進捗状況調査を実施し進行のチェックを行うとともに、市民にわかりやすく公表する。	A	・プラン進捗状況調査を実施し結果を公表した。 ・審議会のプラン結果に対する評価及び意見のほかに、各事業課に対する個別評価を実施し結果を公表した。	1・2	結果報告は、ホームページ及び庁内情報コーナーで公表した。	イ	プラン進捗状況調査を実施し進行のチェックを行うとともに、市民にわかりやすく公表する。
		●審議会におけるプランの進捗状況に対する意見聴取と計画の進行への反映	男女共同参画推進センター	・審議会でプラン進捗状況調査結果に対する意見聴取を行い、現場へフィードバックする。 また、プラン進捗状況調査結果を基に、必要があれば審議会において担当課ヒアリングを実施する。	A	・審議会でプラン進捗状況調査結果に対する意見聴取を行うとともに第2回審議会において担当課ヒアリングを実施。	1・2	審議会においてプランの進捗状況に対する意見を伺い、農政課と消防本部のヒアリングを実施した。	イ	・審議会でプラン進捗状況調査結果に対する意見聴取を行い、現場へフィードバックする。 また、プラン進捗状況調査結果を基に、必要があれば審議会において担当課ヒアリングを実施する。
	②行政評価に基づく計画の推進	●行政評価システム導入の検討	企画政策課	本格的な行政評価システムの必要性について検討する。	A	事業評価制度を全庁で導入し、評価を実施した。				前年度と同様、事業評価制度を実施していく。
	③中間年での計画の見直し	●中間年において計画の見直しの実施	男女共同参画推進センター	中間年における計画の見直しは平成28年度のみ実施。						中間年における計画の見直しは平成28年度のみ実施。
(3)国・県等との連携	①国や県と連携しての事業の推進	●国・県と連携した事業の推進	男女共同参画推進センター	『女性活躍推進事業』を実施。 ・引続き多様な団体・機関等で組織するネットワーク会議を開催する。 ・女性活躍関連事業を開催する。	A	『女性活躍推進事業』を実施。 ・多様な団体・機関等で組織するネットワーク会議を3回開催した。 ・行田市・加須市・羽生市・ハローワーク行田・埼玉県の共催で就職支援セミナー、在宅ワーカー育成セミナーを開催した。	1・2	参加者 ・就職支援セミナー21人 ・在宅ワーカー育成セミナー20人。	イ	『女性活躍推進事業』を実施。 ・引続き多様な団体・機関等で組織するネットワーク会議を開催する。 ・女性活躍関連事業を開催する。
		●国・県による法制度の整備や広域的な対応が望まれる施策の要望		逐次、必要なことは要望していく。	D	法整備や広域的な施策の要望はなかった。			ア	逐次、必要なことは要望していく。
(4)活動拠点施設の効果的な運営	①活動拠点施設の効果的な運営	●「VIVAぎょうだ」の活動内容の周知	男女共同参画推進センター	ホームページや情報紙VIVA・市報、ポスター、チラシ等様々な広報手段を使い周知を図る。	A	・ホームページ随時更新。 ・情報紙VIVA・・・特集記事ほか活動状況報告等。⇒令和3年2月発行。 ・市報ぎょうだ・・・相談事業⇒毎月掲載、講座・セミナー開催等の案内記事。	1・2	情報紙VIVAは、自治会に依頼し全戸配布した。ポスター類は市内公共施設に掲示依頼。	ア	市報ぎょうだ、ホームページやポスター、チラシ等様々な広報手段を使い周知を図る。
		●掲示等による男女共同参画に関する情報のPR		センター内にパネルやポスターを掲示し情報のPRに努める。	A	・館内にポスター等を掲示し情報提供を行った。 ・県や各種団体の被害者支援事業の案内等を必要に応じて、相談事業時に相談者に配布。	1・2	・男女共同参画に関するポスターの掲示。 ・相談業務においてDV被害者等へ配布し支援を行った。	ア	センター内にパネルやポスターを掲示し情報のPRに努める。
		●貸館業務等業務内容の検討		・館の設立目的や特色を再確認し、利用者の拡大を検討する。	B	・来館者にVIVAぎょうだのパンフレットを配布したり、主催事業としてさまざまな事業を実施していることを市報や情報紙VIVAで広報した。	1・2	情報紙VIVAに各種セミナーや講座などの事業予定、結果報告、DV相談の案内等を掲載した。	ア	・館の設立目的や特色を再確認し、利用者の拡大を検討する。

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	②「VIVAぎょうだ」の拠点機能の強化	●幅広い市民層が訪れやすい仕組みづくりの検討	男女共同参画推進センター	主催事業終了後、クラブ化などの呼びかけや各種団体等を対象に利用促進を図る。	A	・主催事業の親子料理講座、在宅ワーカー育成セミナー、就職支援セミナー、アロマ講座、就職応援パソコン講座、保育セミナー、男性料理講座の各種事業を開催した。 ・情報紙VIVAに男女共同参画推進団体登録の募集記事を掲載した。	1・2	保育セミナー終了後、団体の登録申請があり、登録団体として活動している。	ア	主催事業終了後、クラブ化などの呼びかけや各種団体等を対象に利用促進を図る。
		●男女共同参画に係わる市民活動の場の提供		・ホームページやVIVA情報紙等に掲載し、また、定期的にVIVAを利用している市民グループには窓口でアナウンスし新たな利用団体を募集する。	B	・利用登録団体の登録基準に基づき、ホームページや情報紙VIVA等を活用して募集した。 【登録の基準】 ①活動の目的に男女共同参画の推進が含まれていること。 ②構成員が5人以上で構成員名簿があること。 ③将来にわたって活動の継続が想定される団体であること。 ④活動の拠点が行田市市内にあること。	1・2	保育セミナー終了後、団体の登録申請があり登録団体として承認。 R3.3.31現在9団体	ア	ホームページや市報に掲載する。主催事業において団体登録の呼びかけを行う。定期的にVIVAを利用している市民グループに窓口でアナウンスし新たな利用団体を募集する。

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人。	A	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	1	委員の改選があり、補充員の内、女性委員を1名増員した。	ア	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人
			地域活動推進課	委員任期の更新の際には、女性委員の登用に努める。	A	市民公益活動推進委員任期の更新の際、5名の公募委員のうち女性委員3名を登用した。	1・2	委員19名のうち5名を公募した。選考審査の結果、委員として女性3名を委嘱した。	ア	委員任期の更新の際には、女性委員の登用に努める。
			環境課	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	C	行田市環境審議会委員11名の内、女性委員を2名登用した。	1・2	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	ア	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。
			環境課	行田市資源リサイクル審議会を設置するにあたり、女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	C	行田市資源リサイクル審議会委員11名の内、女性委員を2名登用した。	1・2	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	ア	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。
			商工観光課	商業振興対策会議開催に向けて委員の公募の実施と女性委員の登用を検討する。	E	商業振興対策会議未開催のため、委員の選出なし。	4	任期満了に伴い、委員なし。	イ	商業振興対策会議開催に向けて委員の公募と女性委員の登用を検討する。
			農業委員会	令和2年7月19日までの任期。	D	令和2年7月に農地利用最適化推進委員20名のうち2名が女性委員として登用されている。	1	推進委員20名のうち2名が女性委員として登用された。	ア	令和5年7月19日までの任期
			高齢者福祉課	引き続き女性の登用を継続していく。	D	介護認定審査会では委員28名中14名、地域包括支援センター運営協議会では10名中2名、在宅医療・介護連携推進協議会では9名中3名の女性を登用した。	1	男女の区別なく意見を出し合った。	ア	引き続き女性の登用を継続していく。
			保険年金課	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	A	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	1・2	男女相互に意見を出し合い事業を実施した。	ア	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。
			保健センター	委員の委嘱に際し、女性委員の登用に努める。	A	行田市健康づくり推進協議会委員12名のうち女性委員は5名である。(任期は令和4年6月末まで)	1	平成29年より女性委員が1人増加	ア	委員の委嘱に際し、女性委員の登用に努める。
			都市計画課	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。	C	都市計画審議会委員12名中、女性委員2名を登用していた。しかし、令和3年3月中に機関の代表者女性1名が退任したため、年度末には女性委員1名となった。	1・2	積極的に意見を出し合い、有意義な審議会等が行われた。	ア	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。
			営繕課	市営住宅委員会の委員に、女性委員の登用を継続する。	A	市営住宅委員会の委員8人中女性委員3人を登用している。	1	住宅委員会を2回開催。幅広い意見を聴取することができた。	ア	市営住宅委員会の委員に、女性委員の登用を継続する。
			水道課	委員委嘱に際し、女性委員の積極的登用に務める。	B	行田市水道事業運営審議会の委員委嘱に際し、委員10名の内、女性委員4名を登用した。	1	男女委員が平等に意見を出し合い、会議を行った。	ア	審議会の委員に、女性委員の登用を継続する。
			生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	引き続き審議会の改選に際して、審議会委員の男女比の均衡に努める。	E	スポーツ推進審議会委員15名のうち、女性委員5名登用	2	令和元年度から女性委員1名減。	ア	審議会の改選に際して、男女の均衡に努める。
			下水道課	女性委員の登用を継続する。 公募制の導入を継続する。	A	行田市下水道事業運営審議会委員9名のうち女性委員1名の登用を継続した。 公募制を継続した。	2	受益者代表の委員として女性1名と公募委員1名で構成する会議を開催できた。	ア	委員改選時、女性委員の登用と公募制の導入を継続する。

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和3年度計画
			学校教育課	引き続き、委嘱する委員の男女の均衡化を図る。	A	委嘱する委員の均衡化を図った。	1・2	男女の均衡化を図り、20名(内事務局の2名)の内、11名が女性の委員となった。	ア	引き続き、委嘱する委員の男女の均衡化を図る。
			文化財保護課	委員改選時、男女の均衡に努める。	E	・文化財保護審議会委員(任期2年)令和2年度に改選実施。 委員数10名のうち女性委員は2名。 ・市史編さん委員(任期2年)令和元年度に改選実施(次は令和3年度)委員9名のうち女性0人。全員男性。	2	・文化財審議会委員の改選時に、男女の均衡に務めようと女性の学識経験者(専門家)を探したが見つからず、その割合は前期と同様である。 ・市史編さん委員は委員数9人で全員が男性であるが、専門部会専門調査員は全6名のうち女性が1名である。	ウ	委員改選時、男女の均衡に努める。
			図書館	継続して行田市立図書館協議会委員10名のうち男女均衡のとれた委員構成を構築していく。	A	図書館協議会委員10名のうち女性委員を4名登用	1・2	会議を開催し、男女が平等に意見を出し合った。	ア	継続して協議会委員10名のうち男女均衡のとれた委員構成を構築していく。
			生涯学習スポーツ課(旧ひと課)	委員の改選年度となるため、関係機関に女性登用の声掛けを行うなど積極的に働きかける。	D	行田市社会教育委員13名のうち女性委員3名、行田市同和対策集会所運営委員37名のうち、女性委員14名を委嘱している。前年より減のため、やや不十分とした。	2	女性委員の辞職により1名減となった。	ア	委員の欠員補充などがあった場合は、女性登用の声掛けを行うなど積極的に働きかける。
			教育総務課	候補者の選出に当たり、引き続き女性委員の登用に努める。	E	行田市教育振興奨励金審査委員9名中、女性委員は1名、登用の割合は計画の30%である。	1・2	候補者の選出にあたり女性委員の登用に努めた。	ア	候補者の選出にあたり引き続き女性委員の登用に努める。
			中央公民館	令和2年度も昨年度同様の男女構成で審議会を行なう。	D	公民館運営審議会委員22名のうち、女性1名を委員に委嘱した。昨年度2名のところ1名減の半数となったため、評価Dとした。	1	委員は関係団体からの推薦をうけ選任。昨年度に引き続きNPO法人子育てネット行田より女性の推薦があった。行田市男女共同参画推進審議会からの推薦が男性となり、1名減となった。	ア	公民館運営審議会の女性委員の登用に努める。
			学校給食センター	引き続き女性委員を50%以上委嘱するように努める。	A	学校給食献立などを検討する委員会の女性委員を50%以上にすることができた。	1	女性7人・男性6人	ア	引き続き女性委員を50%以上委嘱するように努める。
			郷土博物館	今年度改選につき、引き続き女性の登用に努める。	D	委員の改選に伴い、女性委員の登用に努めた。	1	10名中2名女性委員を登用。	ア	委員選出にあたり、引き続き女性委員の登用に努める。
			男女共同参画推進センター	行政推進会議等を通じ、女性委員登用にに向けた取組を推進する。	C	・庁内各課で所管する審議会や協議会等の女性委員数を調査し、女性委員の登用率の意識向上に努めた。	1・2	令和2年度女性委員割合22.5%	ア	行政推進会議等を通じ、女性委員登用の向上に向けた取り組みを推進する。
	②女性の政策への関心、参画意識の啓発	●政策立案や行政・議会の仕組みなどをテーマにした講演会の実施 ●情報紙における継続的な情報提供を推進	男女共同参画推進センター	埼玉県が開催する女性からの政策提言講座のポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。	A	・埼玉県が開催する女性からの政策提言講座のポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。	1・2	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	埼玉県が開催する女性からの政策提言講座のポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。
				ホームページや情報紙「VIVA」で周知を図る。	A	・ホームページは随時更新。・情報紙VIVAをR3年2月に発行し周知を図った。	1・2	情報紙を全戸配布したほか、他市町村にも配布した。	ア	ホームページや市報ぎょうだ等で周知を図る。
	③女性の管理職等への登用	●積極的改善措置(ポジティブアクション)の浸透 ●女性の職域拡大に関する意識啓発の推進	人事課	職員の昇任意欲向上を図るための研修を実施する。	A	・主査級昇任試験対象者へ行田市職員活躍推進研修(7/26・7/27)を実施した。	2	行田市職員活躍推進研修:61名参加	ウ	昇任する上で必要なスキルを養う研修を実施する。

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	④民間企業・関係団体等への女性の登用の働きかけ	●積極的格差是正措置に関する情報提供の推進	男女共同参画推進センター	・センター内情報コーナーにてチラシ等を配布する。 ・女性活躍推進事業を実施し、『ネットワーク会議』等を通じて民間企業や関係団体等への女性登用を啓発する。	A	・センター内情報コーナーにてチラシ等を配布し啓発に努めた。 ・女性活躍推進事業を実施し、『ネットワーク会議』等を通じて民間企業や関係団体等への女性登用を啓発した。	1・2	・ネットワーク会議を3回開催し、議題に取り上げ意見交換を行った。	イ	・センター内情報コーナーにてチラシ等を配布する。 ・女性活躍推進事業を実施し、『ネットワーク会議』等を通じて民間企業や関係団体等への女性登用を啓発する。
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを積極的にを行い、啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。
(2) 政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	男女共同参画推進センター	公募制を継続する。	A	・男女共同参画推進審議会の委員の選任にあたり公募制を導入している。	1・2	公募委員2名のうち、1名が女性。	ア	公募制を継続する。
			地域活動推進課	公募制を継続していく。	A	市民公益活動推進委員の公募制を継続した。	1・2	市民公募を実施した結果、3名の女性からの応募があった。	ア	公募制を継続していく。
			環境課	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	B	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	1・2	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	ア	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。
			環境課	行田市資源リサイクル審議会を設置するにあたり、女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	B	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	1・2	公募制を導入したが、女性の公募はなかった。	ア	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。
			保険年金課	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	A	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	1・2	男女相互に意見を出し合い事業を実施した。	ア	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。
			都市計画課	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員募集の際、公募を行う。	A	委員の選任については、公募制を導入している。	2	公募制を継続している。	ア	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員募集の際、公募を行う。
			下水道課	公募制の導入を継続する。	A	行田市下水道事業運営審議会委員について、公募制の導入を継続した。	2	公募委員を含む委員で構成する会議を開催できた。	ア	委員改選時、公募制の導入を継続する。
			生涯学習スポーツ課(旧ひと課)	委員の改選年度となるため、関係機関に女性登用の声掛けを行うなど積極的に働きかける。	D	行田市社会教育委員13名のうち女性委員3名、行田市同和対策集会所運営委員37名のうち、女性委員14名を委嘱している。前年より減のため、やや不十分とした。	2	男女が平等に意見を出し合い、会議等を開催した。	ア	公募導入には、まだ検討が必要と思われるが、引き続き委員の推薦依頼の際、配慮に努める。
	②市民意向の反映	●市民意識調査やヒアリング調査の実施	企画政策課	計画策定等に際して引き続き市民意見募集を行い、市民意向の把握と反映に努める。	A	第6次行田市総合振興計画及び第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、それぞれ市民意見募集を実施し、市民意向の反映に努めた。	3	男女の区別なく意見をいただいた。	ア	引き続き、計画策定等にあって市民意見募集を実施し、市民意向の把握と反映に努める。
(3) 女性の人材育成	①男女共同参画の視点からの職員研修会の開催	●職員研修会の実施	男女共同参画推進センター	職員研修会を実施する。	B	・庁内DV連携会議時に、DV相談事例について研修し、DV被害者支援体制の充実にも努めた。また、行田警察署からも参加をいただき、DV被害者やストーカー等の実態について説明を受けた。	1・3	庁内関係課から15名が参加。行田警察署から1名参加。	ア	職員研修会を実施する。
			人事課	人権問題研修会を実施する。	A	・人権問題研修会(12/10)を実施するとともに、全職員へ研修内容の周知を行い、情報の共有を図った。	2	人権問題研修会：51名参加	ア	人権問題研修会を実施する。
	②女性職員の研修機会の充実	●女性職員の研修機会の充実 ●各種研修における公募科目の拡充	人事課	女性職員の外部機関への研修派遣や庁内研修を開催し、研修機会の充実を図る。	A	・自治人材開発センター等の外部機関や庁内研修に、希望する職員の参加機会を提供した。	2	自治人材開発センター主催研修へ参加した女性職員：5名参加	ア	女性職員の外部機関への研修派遣や庁内研修を開催し、研修機会の充実を図る。
	③男女共同参画の視点に立った講座の開催	●男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	地域公民館	男女を問わず参加できる講座と学級を開催し男女共同参画の意識を高める。	B	各地域公民館で男女を問わず成人学級・高齢者学級等を開催した。新型コロナウイルス感染症対策のため、中止や定員減があった。	1・2	男女の別なく募集し開催した。	ア	男女を問わず参加できる講座と学級を開催し男女共同参画の意識を高める。

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	④女性の人材育成と幅広い人材の登用	●あらゆる分野での女性の登用の実施 ●男女共同参画人材リストの定期更新	人事課	自己申告書を活用したジョブローテーションを実施。	A	・全職員における女性の数(消防職員は除く。) R3.4.1 145人(33.18%)	3	自己申告に基づいた人員配置を実施。	ア	自己申告書を活用したジョブローテーションを実施。
			男女共同参画推進センター	・男女共同参画人材リストを定期更新すると共に新たな登録者を募集する。	C	・男女共同参画人材リストの定期更新を行った。 ・情報紙VIVAで男女共同参画推進団体募集の記事を掲載した際、併せて主催事業等の講師の協力依頼の記事を掲載した。 ・同じく情報紙VIVAでひととき保育ボランティアも募集した。	1・2	R3.3.31現在登録者4名	ア	男女共同参画人材リストを定期更新するとともに、市報やホームページ等において新たな登録者を募集する。

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1) 市民参加による計画推進	①市政への参画情報・参画機会の提供	●市ホームページ等の活用による参画情報の提供	企画政策課	市ホームページ等を積極的に活用し、参画情報の提供を行う。	A	附属機関等の会議開催情報や会議結果(会議録及び会議資料)について、市のホームページで公開した。また、市政情報コーナーにおいて会議録閲覧サービスを実施した。	3	原則会議開催の7日前にホームページに公開した。また、分かりやすい情報提供に努めた。	ア	市ホームページを積極的に活用し、参画情報の提供を行う。
	②NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●情報・活動機会の提供	地域活動推進課	みずしろフェスタをR元年度同様、秋に実施予定。	E	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、みずしろフェスタ開催見送り。	1・2	新型コロナウイルスの感染状況の見通しが立たないことから、開催を見送った。	ア	市民活動サポートセンターを拠点とし、情報発信を行い、各団体の活動発表の場を設ける。
		●相談窓口の整備		団体からの相談に対応できるよう、研修等の機会を活用し、スキルアップを図る。	A	市民活動サポートセンターのスタッフが公益財団法人いきいき埼玉主催の研修会に積極的に参加し、相談業務を円滑に行えるようスキルアップを図った。	1	公益財団法人いきいき埼玉主催の研修会に4回出席し、市民活動支援について学び、様々な立場の方の市民活動支援を行えるスキルを身に着けた。	ア	市民活動団体や、新たに活動を始めたい方からの相談に対応できるよう、研修等の機会を活用し、スキルアップを図る。
		●NPO活動と連携した事業の推進		みずしろフェスタの開催。 NPO等への協働事業を提案する。 サポートセンター事業を協働開催する。	A	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していたイベント等の開催はできなかったが、新規取組として、オンライン会議の勉強会を実施した。	1・2	イベント等の開催は見送られたが、オンライン会議の勉強会等、新たな取組を実施し、様々な立場の人が意見交換しあえる環境づくりの整備を進めた。	ア	市民活動サポートセンターが拠点となり、NPO活動のマッチングを行う。
		●新たな団体・グループの育成支援の実施		「市民公益活動推進基本計画」に基づく、各種施策を推進する。 「市民活動サポートセンター」での団体支援に係る各種事業を実施する。	E	新型コロナウイルスの感染状況の見通しが立たず、市民活動が自粛傾向にあったため、新たな団体の支援は実施できなかった。	1・2	未実施	ア	新たに市民活動をはじめようとする団体に対し、助成金を交付する。
	③県及び近隣市町村主催事業に協力・参加	●意見交換会等への参加 ●県や近隣市町村が主催する事業に対する協力体制の充実	男女共同参画推進センター	県等が主催する研修会や近隣市町村開催事業への市民の参加を促す。	B	●県等が主催する研修会や近隣市町村開催事業への市民の参加を促した。	1・2	関連する事業のポスターの掲示やパンフレットの配布を行った。	ア	県等が主催する研修会や近隣市町村開催事業への市民の参加を促す。
(2) 地域活動での性別役割分担の是正	①社会通念や慣行の見直しのための啓発活動の実施	●社会通念や慣行の見直しの啓発 ●講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明の実施	男女共同参画推進センター	セミナー・講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明を実施する。	A	●主催事業の開催時等に意識啓発用のリーフレットの配布や説明を行い啓発した。	1・2	女性活躍推進事業や意識啓発講座などで配布・説明した。	ア	セミナー・講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明を実施する。
	②自治会、コミュニティ活動の女性リーダーの育成	●リーダーステップアップ講座の開催	男女共同参画推進センター	女性活躍推進事業等にリーダーステップアップにつながるような内容を検討する。	C	●女性活躍推進事業の一環で令和2年10月・11月に保育セミナーを開催した。	1・2・3	参加者数2日間で延べ28人	ア	女性活躍推進事業等にリーダーステップアップにつながるような内容を検討する。
		●自治会・地域コミュニティ協議会の活動支援と育成 ●自治会女性部の活動支援	地域活動推進課	各団体が行う事業に対し補助金を交付する。併せて、役員改選にあたり女性の登用を依頼する。また、自治会女性部を支援する。	C	各団体が行う事業に対し補助金を交付した。併せて、役員改選にあたり女性の登用を依頼した。行田市自治会女性部連絡会は令和3年度に解散する運びとなった。	1・2	男女ともに団体運営及び活動の実施に取り組んだ。	ア	各団体が行う事業に対し補助金を交付する。併せて、役員改選にあたり女性の登用を依頼する。
(3) 女性団体への支援とネットワークの促進	①女性団体への支援とネットワークの促進	●関連団体のネットワーク化	男女共同参画推進センター	グループづくりのきっかけとなる講座を企画開催する。	B	●女性活躍推進事業の一環で令和2年10月・11月に保育セミナーを開催した。	1・2	セミナー終了後、男女共同参画推進センター登録団体となり、活動している。	ア	グループづくりのきっかけとなる講座を企画開催する。
		●浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊などの活動の促進	消防本部	消防団員に女性分団が発足したことから、令和元年度末で、浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊が解散した。						

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
		●行田市消防団甲斐姫分団の活動推進	消防本部	消防出初式、さきたま火まつり、ひとり暮らし高齢者の防火指導等への参加を呼びかけ、火災予防の啓発活動を実施する。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが開催されなかったため、啓発活動は実施できなかった。 男性消防団員には防火衣が配備されている代わりに、活動時に着用する防寒着を購入した公益財団法人日本消防協会より防災活動車及び啓発用資機材が交付された。	2・3	女性消防団員10名分を購入 防災活動車及び啓発用資機材が交付された。	イ	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する
	②新たな団体、グループの育成支援	●新たな団体・グループづくりのための講座の開催 ●新たな団体・グループ活動の立ち上げ支援	男女共同参画推進センター	グループづくりのきっかけとなる講座を企画開催する。	A	・女性活躍推進事業の一環で令和2年10月・11月に保育セミナーを開催した。	1・2	セミナー終了後、男女共同参画推進センター登録団体となり、活動している。	ア	グループづくりのきっかけとなる講座を企画開催する。
(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	①国際理解と多文化共生	●ALTによる国際理解教育の充実	学校教育課	男女の別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。	A	15名のALTを直接雇用し、国際理解教育を充実させた。	1	男女の別なく平等に意見を出し合い事業を実施した。	1	男女の別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。
		●多文化共生の視点からの教育活動の取組		男女の別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。	A	国際理解教育及びCIRの積極的な活用を行った。	1	男女の別なく平等に意見を出し合い事業を実施した。	1	男女の別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。
	②国際交流の推進	●ワンナイトステイ事業の推進	地域活動推進課	制度の周知を図り、新たな受け入れ家庭の募集に努めるほか、受け入れ時の連絡調整を行う。	E	登録家庭は3件。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の事業は全て見送られた。	2	事業見送り	ア	制度の周知を図り、新たな受け入れ家庭の募集に努めるほか、受け入れ時の連絡調整を行う。
		●日本語ボランティアの養成		市民活動団体に協働での事業実施を働きかけるほか、他の手法等での開催も検討する。	E	日本語ボランティアを行っている団体に声掛けをしたが、実施には至らなかった。	4	未実施	エ	日本語ボランティアを行っている市民活動団体の活動が活性化するように支援する。
		●在住外国人のための学習環境や情報提供の充実		メンバー間での会議の目的・方向性の共有化、外国人への情報提供方法を始めたとして支援の方法について検討する。	A	交流イベント等は実施できなかったが、学校教育課と連絡をとり、日本語を教えたい人、日本語を教えてもらいたい人とのマッチングを行った。	1・2	性別、年齢、国籍関係なく連携をとった。	ア	にほん語教室の案内周知を行う。
		●平和を考える8日間(戦争体験者語る会)の継続		戦争に関する写真展及び講演会を実施する。	A	8月の平和月間に戦争に関する写真展を2会場にて実施。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会に代わりDVD上映会を開催した。	2	性別、年齢、国籍関係なく事業に参加した。	エ	戦争に関する写真展、絵画展を実施する。
	③生活に密着した国際交流	●各種講座の開催による生活に密着した国際交流事業の推進	地域公民館	英会話講座、異文化講座等を実施する。	B	子ども向け英会話教室等を実施した。コロナウイルス感染症対策のため、中止や定員減があった。	2・3	英語に親しむとともに文化の違いについても学ぶことができた。	ア	英会話講座、異文化講座等を実施する。
	④外国語による広報の推進事業の推進	●広報担当で作成する刊行物などについての外国語表記を検討	広報広聴課	外国人向けの英語表記がなされた行田市勢要覧の有償頒布を実施する。	A	外国人向けの英語表記がなされた行田市勢要覧の有償頒布を実施した。	3	英語表記した行田市勢要覧を平成27年に作成し、有償頒布した。	ア	外国人向けの英語表記がなされた行田市勢要覧の有償頒布を実施する。
		●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発活動	商工観光課	当課、関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。	B	当課で作成したパンフレット(魅力いっぱい行田英語版)や、関係機関が作成したパンフレット(外国人総合相談センター等)の配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	2	各種パンフレットの配布を行った。	ア	おもてなし観光局、関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。
			市民課	関係機関が配布したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。	A	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	1・2	各種パンフレットを窓口で配布した。	ア	関係機関が配布したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。
	⑤外国人相談窓口の設置	●外国人住民が気軽に相談ができる窓口の設置の検討	企画政策課	外国人相談窓口設置の必要性を検討する。	C	市民課窓口以外に外国語(スペイン語・ポルトガル語・英語)に対応できる人員を配置し、必要に応じ、他課においても外国人住民への対応を行った。	3	外国語対応可能な人材を配置した。	ウ	引き続き、窓口における外国語に対応できる人員を配置する。
	⑥外国籍の方に対する生活サポート	●「外国人総合相談センター埼玉」の利用	市民課	新たに転入した外国籍の方に各種案内を配布。引き続き外国語が堪能な職員を起用して対応する。	A	新たに転入した外国籍の方に各種案内を配布した。外国語が堪能な職員を起用した。	1・2	外国語が堪能な職員を窓口配置し案内の充実を図った。	ア	新たに転入した外国籍の方に各種案内を配布。引き続き外国語が堪能な職員を起用して対応する。
	⑦海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	●国際的な男女共同参画の推進状況などの情報収集と提供	男女共同参画推進センター	引続き国際的な男女共同参画取組等の情報収集及び提供を行なう。	A	・公益財団法人プラン・インターナショナルジャパンから届いたパンフレット等を配布した。	1・2	来館者の目に留まり易いように、受付窓口において配布。	ア	引続き国際的な男女共同参画取組等の情報収集及び提供を行なう。

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(5)環境分野における女性の参画推進	①環境分野の政策決定における女性の意見の反映	●環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	環境課	市報及び市ホームページを積極的に活用し、公募制の導入に努める。	C	行田市環境審議会委員11名の内、女性委員を2名登用した。	1・2	公募条件に性別制限を設けないが、応募理由及び環境に関する考えを提出していただいている。	ア	市報及び市ホームページを積極的に活用し、公募制の導入に努める。
				行田市資源リサイクル審議会を設置するにあたり、女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	C	行田市資源リサイクル審議会委員11名の内、女性委員を2名登用した。	1・2	公募条件に性別制限を設けないが、応募理由及び環境に関する考えを提出していただいている。	ア	市報及び市ホームページを積極的に活用し、公募制の導入に努める。
		●男女共同参画の視点に立った計画策定	環境課	今後も男女共同参画の視点に立った計画等の策定に努める。	B	令和2年度版行田市環境報告書を策定した。	1・2	平等に意見を出し合った。	ア	今後も男女共同参画の視点に立った計画等の策定に努める。

重点施策4 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	●ワーク・ライフ・バランスに関する各種講演会・講座等の充実 ●関係機関等が作成したパンフレットの配布・ポスターの掲示などによる意識啓発活動の推進 ●八都県市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの周知	子ども未来課	引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。	B	関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などによる意識啓発活動の推進を行った。	2	来庁者の目に留まりやすい場所に配架して広く周知を行った。	ア	引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めている。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めている。
			人事課	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。	B	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により集合研修が実施できなかったため、職員へ年次有給休暇や夏季休暇等の取得促進を通知し、ワークライフバランスの推進を図った。	1・2	全職員へ休暇の取得促進を周知した。	ア	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。
			男女共同参画推進センター	県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。	B	・国や県、NPO法人が作成した冊子やチラシ類を配布、ポスターを掲示した。	1・2	来館者の目に留まりやすいように受付窓口付近に配置した。	イ	県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。
	②働く男女の健康管理対策	●各種検(健)診の実施 ●健康相談、保健指導の充実	保健センター	15歳～39歳を対象としたヤング健診を実施する。 乳幼児、妊婦、20歳～39歳を対象とした親子の歯科・ヤング歯科健診を年3回実施する。	A	ヤング健診を実施し、86人が受診した。 親子の歯科・ヤング歯科健診を実施し、77人が受診した。	2	男女共に実施した。	イ	15歳～39歳を対象とした健診を実施する。 乳幼児、妊婦、20歳～39歳を対象とした健診を年3回実施する。
				健康相談(保健センター会場) 月1回実施する。	C	健康相談を実施し、37人が相談した。	2・3	男女共に利用し相談している。	ア	健康相談(保健センター会場) 月1回実施する。
	③庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	●市役所におけるノー残業デーなどの推進 ●育児休業制度、介護休業制度の周知と奨励	人事課	毎週水曜日をノー残業デーとする。	A	毎週水曜日に、電子メールでノー残業デーを通知した。	1・2	全職員へ制度を周知した。	ア	水曜日をノー残業デーとする。
			男女共同参画推進センター	国や県の取組について、人事課と情報を共有する。	B	・県から特定事業主行動計画についての調査があり、人事課とも情報を共有し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場づくりに努めた。	1・2	育児・介護のために職員が利用できる制度を周知した。	イ	国や県の取組について、人事課と情報を共有する。
(2)仕事と生活の調和に関する情報提供	①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	●ワーク・ライフ・バランスを推進する情報提供 ●情報紙「VIVA」やその他のメディアの活用 ●雇用確保のための相談等の実施 ●育児休業制度・介護休業制度の普及と利用促進	子ども未来課	引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。	B	関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などによる意識啓発活動の推進を行った。	2	来庁者の目に留まりやすい場所に配架して広く周知を行った。	ア	引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めている。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めている。
			人事課	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。	B	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により集合研修が実施できなかったため、職員へ年次有給休暇や夏季休暇等の取得促進を通知し、ワークライフバランスの推進を図った。	1・2	全職員へ休暇の取得促進を周知した。	ア	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。
			男女共同参画推進センター	県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。	A	・国や県、NPO法人が作成した冊子やチラシ類を配布、ポスターを掲示し啓発を促した。	1・2	来館者の目に留まりやすいように受付窓口付近に配置した。	イ	県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。

重点施策5 経済社会における男女共同参画の推進(雇用機会均等)

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1) 女性の就労支援・キャリア形成支援	①女性が働くための情報並びに学習機会の提供	●市民を対象に女性が働くための情報提供	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスター掲示などを行い啓発に努めた。特に女性を対象としたものは子ども未来課等への配分を行う。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスター掲示などを行い啓発に努めた。特に女性を対象としたものは子ども未来課等への配分を行った。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスター掲示などを行い啓発に努めた。特に女性を対象としたものは子ども未来課等への配分を行う。
		●就職支援講座やお仕事相談会の開催など各種講座・講演会等の学習機会の拡大	男女共同参画推進センター	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、他機関との連携・共催を検討する。	A	・埼玉県女性キャリアセンター、加須市、羽生市、行田市、ハローワーク行田との共催で「就職サポート県内キャリアバンin行田市」(R2.9.3)、「在宅ワーカー育成セミナー入門コースin行田」(R2.8.7)を開催した。 ・女性活躍推進事業として「就職応援パソコン講座」(R2.10.7.8.14.15)を開催した。	1・2	・就職サポート県内キャリアバンin行田市参加者21名 ・在宅ワーカー育成セミナー入門コースin行田参加者20名 ・就職応援パソコン講座 延べ参加者25名	イ	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・共催を検討する。
	②女性のキャリア形成支援	●中小企業者向け法律相談や経済講演会等の実施	商工観光課	商工会議所が行う法律相談や経済講演会に謝金の支払・補助金の交付などを行う。	A	商工会議所が行う法律相談や経済講演会における謝金の支払・補助金の交付などを行った。	3	男女共に利用、参加。	ア	商工会議所が行う法律相談や経済講演会に謝金の支払・補助金の交付などを行う。
		●各種講座の開催	男女共同参画推進センター	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、他機関との連携・共催を検討する。	A	・埼玉県女性キャリアセンター、加須市、羽生市、行田市、ハローワーク行田との共催で「就職サポート県内キャリアバンin行田市」(R2.9.3)、「在宅ワーカー育成セミナー入門コースin行田」(R2.8.7)を開催した。 ・女性活躍推進事業として「就職応援パソコン講座」(R2.10.7.8.14.15)を開催した。	1・2	・就職サポート県内キャリアバンin行田市参加者21名 ・在宅ワーカー育成セミナー入門コースin行田参加者20名 ・就職応援パソコン講座 延べ参加者25名	イ	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・共催を検討する。
	③女性の活躍による経済の活性化	●起業家支援事業助成制度による支援	商工観光課	起業家支援制度の周知徹底を図る。	A	女性起業家に対して助成を行った。(令和2年度申請は8件中2件)	3	男女ともに制度を利用。	ア	起業家支援制度の周知徹底を図る。
	④働く女性の母体保護の促進	●相談事業の実施	保健センター	リーフレットの配布 相談は随時対応。	A	妊婦届出時に【働きながら妊婦・出産をされる方のために】【母子健康手帳副読本】のリーフレットを配布した。相談は随時対応した。	2	男性の育児休業休暇について記載されている。	ア	リーフレットの配布 相談は随時対応。
		●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。また、働く女性のための制度や相談窓口の周知を合わせて行った。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を図った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。
(2) 雇用環境の整備促進と事業所への啓発	①市民に向けた法制度の周知	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等による各種法制度の啓発活動の実施 ●男性の育児休業取得についての啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報への掲載などを行い啓発に努める。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報への掲載などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を図った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。
	②指導的立場への女性の参画促進	●300人以下の事業に対する一般事業主行動計画の策定の促進	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報への掲載などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を図った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。
			男女共同参画推進センター	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。	C	・関係機関が作成したポスターの掲示を行い啓発に努めた。	4	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を図った。	ウ	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。
(3) 農業・自営業における男女共同	①女性農業者育成・支援	●女性アドバイザー研修参加の促進	農政課	各機関において実施する研修会に参加する。	E	各機関等において実施する研修会へ参加できなかった。	4		ウ	各機関において実施する研修会に参加する。

重点施策5 経済社会における男女共同参画の推進(雇用機会均等)

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
参画の推進		●農業経営改善支援センターの活用と就農相談の推進	農政課	農業経営改善センターでは、担い手農家の確保や育成のために平成6年度から全国、都道府県、市町村の各段階において設置され、担い手農家への情報提供や経営改善を実施している。本市においては「行田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において、農業所得目標を1人あたり560万円と掲げ、その達成に向けた農業経営の改善支援を行う。	D	R3.3.31現在で、女性農業者からの就農相談1件あり。	3	新規就農者に対し、補助金申請に向けて、就農計画のアドバイスを行った。	ア	農業経営改善センターでは、担い手農家の確保や育成のために平成6年度から全国、都道府県、市町村の各段階において設置され、担い手農家への情報提供や経営改善を実施している。本市においては「行田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において、農業所得目標を1人あたり560万円と掲げ、その達成に向けた農業経営の改善支援を行う。
	②家族経営協定の普及促進	●家族経営協定の普及促進	農政課 農業委員会	新規の家族経営協定の締結件数1件以上。	A	新規の家族経営協定の締結件数2件(うち女性1件)	1・2		ア	新規の家族経営協定の締結件数1件以上。
	③農業分野における女性の参画促進	●農業委員及び各種農業組織への女性の参画の推進	農政課 農業委員会	各協議会等女性委員の登用に努める。 令和2年7月19日までの任期。	D D	各協議会等女性役員の登用に努めた。 農業団体 9団体中、5団体(約56%) 女性役員 47名中、7名(約15%) 令和2年7月に農地利用最適化推進委員20名のうち2名が女性委員として登用されている。	1・2 1	畜産振興協議会 2人(役員4名中) 花卉園芸組合 0人(役員8名中) 地産地消協議会 2人(役員4名中) マルシェ協議会 2名(役員8人中) 豆吉クラブ 0人(役員3名中) 青大豆協議会 1人(役員5名中) 田んぼアート協議会1人(役員5名中) 青年会議所 0人(役員5名中) 再生協 0人(役員5名中) 推進委員20名のうち2名が女性委員として登用された。	ア ア	各協議会等女性委員の登用に引き続き努める。 令和5年7月19日までの任期
(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	①メンタルヘルスケアの促進	●労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の実施を促す事業所に向けた啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。また、相談窓口についてもパンフレットの配布を積極的に行った。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を図った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。
			保健センター	市報、HPに啓発記事を掲載。	E	気持ちリフレッシュ講演会は新型コロナ感染拡大防止のため未実施。	3		ウ	新型コロナ感染拡大防止のため、集合型講座は開催見合わせ。
			人事課	職員向けメンタルヘルス等研修会を実施する。	B	メンタルヘルス研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により集合研修が実施できなかったため、職員へセルフケア・ラインケアに関する情報を提供し、心の健康の保持増進を図った。	2	全職員へメンタルヘルスケアの情報を提供した。	ウ	職員へメンタルヘルスケアに関する情報を提供し、心の健康の保持増進を図る。
	②過重労働による健康障害防止対策	●過重労働による健康障害防止の適切な措置についての事業所等に向けた啓発 ●市民に対する健康障害の未然防止のための健康管理対策の促進	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。また、相談窓口についてもパンフレットの配布を積極的に行った。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を図った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。
			保健センター	心の健康を守るための終活に関する公開講座を実施。	E	気持ちリフレッシュ講演会の内容に自殺予防を盛り込んで実施の予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。	3		ウ	新型コロナ感染拡大防止のため、集合型講座は開催見合わせ。
			人事課	全職員を対象にした産業医(内科医・精神科医)による健康相談及び月45時間以上の時間外勤務者に対して産業医(内科医)への相談を勧奨する。	A	全職員を対象にした産業医(内科医・精神科医)による健康相談を実施した。	2	健康相談：毎月1回実施 月45時間以上の時間外勤務者への産業医相談勧奨：随時実施	ア	全職員を対象にした産業医(内科医・精神科医)による健康相談及び月45時間以上の時間外勤務者に対して産業医(内科医)への相談を勧奨する。

重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1) 子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	男女共同参画推進センター	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、他機関との連携・共催を検討する。	A	・埼玉県女性キャリアセンター、加須市、羽生市、行田市、ハローワーク行田との共催で「就職サポート県内キャラバンin行田市」(R2.9.3)、「在宅ワーカー育成セミナー入門コースin行田」(R2.8.7)を開催した。 ・女性活躍推進事業として「就職応援パソコン講座」(R2.10.7.8.14.15)を開催した。	1・2	・就職サポート県内キャラバンin行田市参加者21名 ・在宅ワーカー育成セミナー入門コースin行田参加者20名 ・就職応援パソコン講座 延べ参加者25名	イ	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・共催を検討する。
			子ども未来課	子育て支援センター「きっずプラザあおい」で引き続き「子育てガイドブック」及び「子育てマップ」を配布するほか、子育て相談を行う。	A	子育て支援センター「きっずプラザあおい」で、子育てガイドブック」及び「子育てマップ」を配布したほか、月2回程度子育て相談を行った。	2	ガイドブックを配布するほか、子育て相談を行った。	ア	子育て支援センター「きっずプラザあおい」で引き続き「子育てガイドブック」及び「子育てマップ」を配布するほか、子育て相談を行う。
			保健センター	母子健康手帳交付時に制度について周知及び説明を行う。	A	母子健康手帳交付時に制度について周知をするとともに、必要に応じて説明を行った。	2	男女共同参画の基本理念をベースに説明を実施した。	ア	母子健康手帳交付時に制度について周知及び説明を行う。
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。
	②子育てがしやすい職場づくりに向けた啓発	●くるみんマークの普及促進 ●子育てを支援している企業の拡大	男女共同参画推進センター	VIVA情報紙等で普及促進を行う。	A	・情報紙VIVA第43号(2月発行)にくるみんマーク認定の記事を掲載し周知した。	1	30,100部配布。	ア	市報やホームページ等を活用し普及促進を行う。
			子ども未来課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる意識の啓発を図る。	A	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	2	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる意識の啓発を図る。
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。
(2) 男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	①子育て支援事業の充実(病後児保育事業／ショートステイ事業／トワイライトステイ事業)	●病気の児童を医療機関に付設された専用スペースでの一時的保育 ●児童を児童養護施設等で一時的に養育	子ども未来課	病気回復期にある児童を家庭で保育できないとき、看護師や保育士のいる専用施設で一時的に預かり、子育てと就労支援を行っていく。	B	病児・病後児保育の延べ利用人数・・・162名 ショートステイ事業の延べ利用人数・・・0名 トワイライトステイ事業の延べ利用人数・・・171名	2	市報、ホームページなどで制度の周知を図った。 サービスの機会と場の確保に努めた。	ア	病気回復期にある児童を家庭で保育できないとき、看護師や保育士のいる専用施設で一時的に預かり、子育てと就労支援を行っていく。
	②保育サービスの充実(延長保育事業／障がい児保育事業 乳幼児保育事業等)	●延長保育の充実	子ども未来課	今後も保育サービスの充実を推進し、保護者の就労支援を行っていく。	B	延長保育の実施施設・・・8保育所(自主事業含む)	3	保護者が働くための支援ができた。	ア	今後も保育サービスの充実を推進し、保護者の就労支援を行っていく。
		●障がい児保育の推進								
		●乳幼児保育を推進								
	③保育士の資質向上	●研修会への参加促進 ●保育協議会・保育士会の運営支援	子ども未来課	年3回実施する研修会の助成を予定しており、保育協議会、保育士会の運営支援を行っていく。	B	保育士向けの研修は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修会は中止となりました。保育協議会に運営費補助金を交付することにより、運営支援を行うとともに、市から子育て支援施策に関する情報提供をした。	3	保育協議会の運営支援ができた。	ア	年3回実施する研修会の助成を予定しており、保育協議会、保育士会の運営支援を行っていく。
	④企業内保育施設の設置促進	●企業内保育施設の設置促進	子ども未来課	県担当課への窓口となり、設置促進を進めていく。	B	県の企業内保育施設に関する情報を随時提供している。	3	保護者が働くための支援ができた。	ア	県担当課への窓口となり、設置促進を進めていく。
	⑤放課後児童対策事業	●就労などにより保護者が昼間家庭にいない低学年児童を対象に放課後の遊び及び生活の場の提供	子ども未来課	保護者が昼間いない児童に対し、放課後等に居場所を提供し、適切な保護及び育成を図る。	B	公設民営(18か所) 延べ9,528名利用 民設民営(1か所) 延べ279名利用	3	各運営法人に委託して事業を実施した。	ア	保護者が昼間いない児童に対し、放課後等に居場所を提供し、適切な保護及び育成を図る。

重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	⑥ファミリー・サポート・センター事業の推進	●ファミリー・サポート・センター事業の推進	子ども未来課	ファミリー・サポート・センター事業を推進するための広報活動を展開し、協力会員の増加を図る。	B	会員数・・・324名 延べ活動回数・・・4,203回 《内訳》 提供会員69名、依頼会員243名、両方会員12名	2	市報、ホームページなどで制度の周知を図った。	ア	ファミリー・サポート・センター事業を推進するための広報活動を展開し、協力会員の増加を図る。
(3) 子育て関連の相談サービスの充実	①子育てに関する相談体制の充実	●家庭児童相談員等による相談体制の充実	子ども未来課	家庭における児童に関わる悩み等の相談体制の充実を図っていく。	B	家庭児童相談員2名 延べ相談件数・・・580件 《内訳》 性格・生活習慣等 0件 学校生活 延べ185件 家族関係 延べ294件 環境福祉 延べ84件 心身障害 0件 非行 4件 その他 延べ13件	2	必要に応じて関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見や防止に向けて対応した。	ア	家庭における児童に関わる悩み等の相談体制の充実を図っていく。
			保健センター	相談に随時対応。	A	随時、相談に対応した。	2	男女共同参画の視点を持って相談に応じた。	ア	相談に随時対応。
	②来所・電話による教育相談事業の充実	●教育相談の充実	教育研修センター	・子育てに悩む相談者の思いに寄り添ったあたたかな教育相談を進める。 ・教育相談をとおして、子供のよりよい生活が支援できるよう、幼稚園・保育園や学校との連携を図り、情報を共有する。 ・早期療育事業においては、一人一人の子供の特性に応じた適切な療育を行うとともに、父母との適宜の面談を通して、就学相談を含めたきめ細かな支援に努め、内容の深化を図っていく。	A	・相談者の思いに寄り添いながら、傾聴姿勢で適切な相談を行った。 (延べ相談件数) 面接相談418件、電話相談837件 訪問相談501件 計1,756件 ・発達に課題のある年長児童及び小学校1年生児童を対象とした早期療育事業(ステップ教室)を実施し、子供たちの発達を促した。 (実施人数・延べ指導回数) 年長児童26人 小学校1年生13人 指導実施延べ回数393人	1・2	・教育相談や就学相談で電話相談、面接相談をされた方々に対して、男女の区別なく平等に相談業務を行った。早期療育事業では、父母との面談を通して、慎重に療育方針を決め、子育て支援に努めた。	ア	・子育てに悩む相談者の思いに寄り添った教育相談をとおして、子供のよりよい生活を支援する。 ・幼稚園・保育園や学校との連携を図り、情報を共有する。 ・早期療育事業においては、一人一人の子供の特性に応じた適切な療育を行うとともに、父母との適宜の面談を通して、就学相談を含めたきめ細かな支援に努める。 ・早期療育事業「ステップ教室」をこれまで以上に周知し、推進していく。
	③子育てや教育に関する情報の収集・提供	●子育てや教育に関する図書及び視聴覚資料の整備	教育研修センター	子育てや教育、発達障害に関する資料の充実と早期療育で使用する教材・教具の充実を図っていく。	A	子育てや教育、発達障害に関する図書及び資料の充実を図った。 早期療育に必要な「ことば集め」などのドリルを調査・収集し、さらに充実した活用を図った。	1・2	早期療育指導員が意見を出し合い、教材の選定及び資料のさらなる充実を図った。	ア	子育てと教育、発達障害に関する資料の充実と早期療育で使用する教材・教具のさらなる充実を図っていく。
		●生活に密着した地域の子育て情報の提供	図書館	令和元年度に引き続き、子育てや教育に関する資料を収集する。	A	子育てに関する資料、教育に関する資料の収集に努めた。	2・3	子育て支援に資する資料の収集に努める。	ア	引き続き、子育てや教育に関する資料を収集する。
		●ブックスタート事業においての子育てに関する情報の提供	図書館	令和元年度に引き続き、ブックスタート事業や親子の絵本講座において子育てに関する情報を提供する。	A	絵本を配付する際に、本の読み聞かせ方法や、子育てに関する情報を提供した。 絵本親子の絵本講座を2回開催し、延べ24人が参加した。	2・3	生後1年未満の対象者に絵本を配付した。	ア	ブックスタート事業や親子の絵本講座において子育てに関する情報を提供する。
(4) 子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援	①幼児学級等の開催	●就学前の親子を対象に各種学級・教室の開催 ●地域の母親たちのネットワークづくり ●男性の家事育児への参画プログラム	地域公民館	幼児学級・親子教室等の継続。	B	各地域公民館で幼児学級・親子教室を開催した。新型コロナウイルス感染症対策のため、中止や定員減があった。	2・3	親子のコミュニケーションや参加した親同士の繋がりを深めることができた。	ア	幼児学級・親子教室等の継続。
	②地域子育て支援拠点事業の推進	●相談指導・子育てサークル等の育成などの支援	子ども未来課	地域子育て支援拠点(7か所)において、親子が集える場所を提供するほか、子育て相談を行う。	B	地域子育て支援拠点の設置及び利用状況一般型・・・7か所 延べ18,071名	2	市報、ホームページでの周知やパンフレット配布により広く周知を行った。	ア	地域子育て支援拠点(7か所)において、親子が集える場所を提供するほか、子育て相談を行う。

重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
		●子育て支援センターの機能の充実	保健センター	子育て支援センターの紹介及び「あおい」での相談。	A	子育て支援センターの紹介及び「あおい」での相談等を実施した。	3	利用者には男女を問わず声がけをした。	ア	子育て支援センターの紹介及び「あおい」での相談を行う。
(5)男性が子育てしやすい環境の整備	①育児・介護休業制度利用の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等を行うことによる啓発活動	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	B	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。
		●男性の制度利用促進に向けた啓発活動	人事課	特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。 制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。	A	「仕事と育児両立支援ハンドブック」を作成。	2・3	育児休業を取得した男性職員の数:1名	ア	特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。 制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。
	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	地域公民館	男性学級・男性料理教室の継続。	B	講座で男性学級・男性料理教室を実施した。新型コロナウイルス感染症対策により、中止や定員制限があった。	2・3	男性が気軽に参加でき家庭や地域への参画を促すような内容で開催した。	ア	男性学級・男性料理教室の継続
			男女共同参画推進センター	男性の家庭への参画と自立を促すために「男性料理教室」及び「親子料理教室」を開催する。	A	・親子料理講座「手ごねパンづくり」(R2.7.25) ・男性料理講座「年越しそばをつくろう！」(R2.12.12)を開催した。	1・2	受講者 ・親子料理講座 大人10名 子ども14名 ・男性料理講座 8名	ア	男性の家庭への参画と自立を促すために「男性料理教室」及び「親子料理教室」を開催する。

重点施策7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
1) 防災における男女共同参画の推進	① 防災分野における男女共同参画の推進	●地域防災計画等において男女共同参画の視点の反映	危機管理課	法律等で定める現状の構成員による防災会議の実施。	A	自治会女性部連絡会及び男女共同参画推進審議会の女性2名に加え、加須保健所所長、行田警察署署長、副市長、教育長の女性4名を防災会議委員として任命し、令和3年2月に防災会議を実施した。	1	行田市防災会議に男女共同参画の視点を反映した。	ア	法律等で定める構成員による防災会議の実施。
		●防災関連の会議等において女性の参画拡大の検討								
	② 自主防災組織の結成促進及び育成	●研修会、出前講座等を通じて自主防災活動に関する普及及び結成の啓発	危機管理課	防災意識の高揚及び知識の向上を図るため、出前講座等において啓発を行う。	A	防災意識の高揚及び知識の向上を図るため、出前講座等において啓発を行った。	3	男女の別なく啓発を実施した。	ア	防災意識の高揚及び知識の向上を図るため、出前講座等において啓発を行う。
		●日常的な見守り活動の中から災害弱者に対する災害時の支援のあり方の検討	地域活動推進課	自治会連合会が取り組む自主防災組織の運営・充実に向けた調査・研究を支援する。	C	自治会連合会防災部会において、各自治会における災害時の支え合いの方法や、避難所における女性が過ごしやすい避難所設営について協議した。	2	会議中に避難所における着替え用バーション、生活スペース用バーションの設営方法などを実施し、地域での防災訓練へ還元できるよう試みた。	ア	自治会連合会が取り組む自主防災組織の運営・充実に向けた調査・研究を支援する。また、避難所運営に必要な、自治会向け避難所運営マニュアルを作成する。
		●女性団体等地域で活動する女性リーダーの育成	福祉課	民生委員に対する啓発を継続。	B	50自治会でささえあいマップの更新を実施(95自治会から更新に係る相談申出があったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から45自治会は更新に係る会合を持たず、年度内の更新を見送った)。	1・2・3	災害時の支援の在り方の検討及び平常時の見守り体制の構築	ア	民生委員に対する啓発を継続。
			男女共同参画推進センター	防災関連セミナー等の開催。	E	防災関連の講座は危機管理課で実施した。	2		ア	防災関連セミナー等の開催。
③ 消防活動における男女共同参画の推進		●浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊などの活動の促進	消防本部	消防団員に女性分団が発足したことから、令和元年度末で、浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊が解散した。						
		●行田市消防団甲斐姫分団の活動推進	消防本部	消防出初式、さきたま火まつり、ひとり暮らし高齢者の防火指導等への参加を呼びかけ、火災予防の啓発活動を実施する。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが開催されなかったため、啓発活動は実施できなかった。男性消防団員には防火衣が配備されている代わりに、活動時に着用する防寒着を購入した公益財団法人日本消防協会より防災活動車及び啓発用資機材が交付された。	2・3	女性消防団員10名分を購入防災活動車及び啓発用資機材が交付された。	イ	各種イベント等において、啓発活動埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加甲斐姫分団用車両を配備する
(2) 防犯における男女共同参画の推進	① 防犯分野における男女共同参画の推進	●地域における防犯組織・団体の拡大・育成	地域活動推進課	防犯団体数を増加させ女性の視点を反映させる。	E	防犯推進委員304人中8人が女性となっている。	4	女性委員の推薦が少なかった。	ア	防犯団体数を増加させ女性の視点を反映させる。

重点施策8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備 ※評価は担当部署による自己評価 A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和3年度計画
(1)ひとり親 家庭への支 援	①ひとり親家庭への経済的支援	●児童扶養手当の支給	子ども未来課	ひとり親家庭に対して児童扶養手当制度の周知徹底を図っていく。	B	児童扶養手当 受給者数 552名 支給総額 288,351,760円	2	母子父子家庭に制度の周知を図った。	ア	ひとり親家庭に対して児童扶養手当制度の周知徹底を図っていく。
		●ひとり親家庭等医療費支給	保険年金課	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	A	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図った。 受給者登録数 569人(子ども医療費受給者を除く) 支給総額 17,518,712円	1	市報やホームページなど制度の周知を継続した。	A	引き続きひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。
	②母子家庭の就労・自立の促進	●自立支援教育訓練給付 ●高等技能訓練促進給付	子ども未来課	ひとり親家庭に対する各種就労・自立支援制度の周知徹底を図っていく。	B	支給額 6,490,400円 *自立支援 1名 高等技能 5名	2	母子父子家庭に制度の周知を図った。	ア	ひとり親家庭に対する各種就労・自立支援制度の周知徹底を図っていく。
(2)高齢者福祉・障がい者福祉・介護保険の充実	①高齢者福祉サービスの充実	●通所施設(日中活動系)サービスの機会と場の確保 ●グループホームや介護老人福祉施設等の設置に対する支援	福祉課	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費195人。 訓練給付費180人。 ※障害福祉計画によるR2見込量。	A	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費197人 訓練給付費175人	3	男女の別なくサービスの機会と場の確保に努めた。	ア	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費200人 訓練給付費185人 ※障害福祉計画によるR3見込量
		●個々の生活環境や身体状況に適した生活支援事業の実施	高齢者福祉課	事業を継続していく。	B	主な事業として ○乳酸飲料等配達サービス事業 利用者:408名 事業費:4,700,950円 ○緊急通報システムサービス事業 利用者:379名 事業費:5,088,600円 新規設置台数:38件(1,316,700円) ○配食サービス事業 利用者:167名 事業費:11,038,400円	3	男女の区別なくサービス提供に努めた。なお、個別の相談等の案件については、随時対応している。	ア	事業を継続していく。
	②介護保険事業の充実	●在宅介護支援事業の充実	高齢者福祉課	事業を継続していく。	B	○紙おむつ給付事業 利用者:268名 事業費:11,880,476円 ○介護者手当支給事業 利用者:125名 事業費:4,745,000円	3	男女の区別なくサービス提供に務めた。なお、個別の相談等の案件については、随時対応している。	ア	事業を継続していく。
		●施設整備について、計画に基づき検討		事業を継続していく。	B	第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施設整備の予定なし。	3	男女の区別なくサービス提供に務めた。	ア	事業を継続していく。
	③障がい者福祉の充実	●障がいのある人の地域生活や社会参加の支援 ●自立に向けた教育の充実 ●人にやさしいまちづくりの推進	福祉課	民間サービス事業者が実施する在宅障害児(者)の一時預かりや派遣による介護サービス、移送や外出援助サービスなどの一部を助成し、障害児(者)やその家族の負担軽減を図る。	A	民間サービス事業者が実施する在宅障害児(者)の一時預かりや派遣による介護サービス、移送や外出援助サービスなどの一部を助成し、障害児(者)やその家族の負担軽減を図った。 登録事業者20事業所 利用登録者658人	3	男女の別なく社会参加への支援に努めた。	ア	民間サービス事業者が実施する在宅障害児(者)の一時預かりや派遣による介護サービス、移送や外出援助サービスなどの一部を助成し、障害児(者)やその家族の負担軽減を図る。
		●安心できる保健・医療施策の推進	保健センター	市報、HP・携帯サイトに休日急患診療等を掲載。	A	市報、HPに休日急患診療を掲載。	3	わかりやすい情報提供に努めた。	ア	市報、HP・携帯サイトに休日急患診療等を掲載。
(3)相談事業の充実	①各種相談窓口の充実	●子育ての総合支援窓口の設置による、子育て中の保護者の様々な相談を一元的に対応できる機能の強化 ●各種相談の充実	子ども未来課	子育て総合支援窓口及び家庭児童相談室を継続設置する。	B	子育て総合支援窓口、家庭児童相談室の設置。 延べ相談件数 580件	2	窓口、相談室を設置し、児童に関する相談業務を行った。	ア	子育て総合支援窓口及び家庭児童相談室を継続設置する。
		●あらゆる人権問題に関して、気軽に相談できる環境の整備	地域活動推進課	各種相談を継続実施する。	A	R2相談件数 法律相談121件 行政相談5件	1	相談者の主訴に適した相談機関を紹介した。	ア	各種相談を継続実施する。
			人権推進課	相談は、随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。	D	新型コロナ感染症拡大防止の観点から、毎月開設していた特設人権相談を中止し、法務局において電話やインターネットによる相談を実施。	1.2	新型コロナ感染症拡大防止の観点から、中止。	ア	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。

重点施策8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	②障がい者の自立支援に向けた相談支援機能の強化	●障害者自立支援協議会の運営の活性化	福祉課	三市共同の定例会、事例検討会の充実。	B	行田市、加須市、羽生市の三市及び相談支援事業委託先事業者により、障害福祉に係る定例会を月例で開催した。あわせて、同構成団体の市ケースワーカー及び事業所相談員による事例検討会を月例で開催し、地域課題の解決に向け取り組み、三市それぞれの情報共有を行った。	1	男女の別なく意見を出し合い課題解決に取り組んだ。	イ	三市共同の定例会、事例検討会の充実
		●相談支援センターの充実		引き続き三市共同で設置検討を行う。	D	行田市、加須市、羽生市の三市による共同設置に向け、相談支援事業委託先事業者の選定等協議を進めたが、コロナ禍による協議の中断もあった。	1	男女の別なく意見を出し合い協議した。	イ	引き続き三市共同で設置検討を行う
	③男女共同参画に関する総合的相談窓口の整備	●専門的な相談員による相談窓口の充実	男女共同参画推進センター	・専門の女性相談員(3名体制)による相談事業を継続する。 ・情報紙VIVAや市報及びホームページ等にて相談受付窓口を周知する。 ・VIVAや本庁舎内のトイレ及び授乳室に相談室内カード(名刺サイズ)設置と「チェックリスト」の掲示を継続して行なう。	A	・専門の女性相談員(3名体制)による相談事業を実施。相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行った。 【面接相談】 毎週木曜日(一部金曜日) 13:00-16:00 3コマ(1コマ1時間) 毎週土曜日 14:00-16:00(2コマ) 場所VIVAぎょうだ内相談室 【電話相談】 毎週土曜日 13:00-14:00(先着順) ・情報紙VIVAや市報及びホームページ等において相談受付窓口を周知した。 ・VIVA及び本庁舎のトイレと授乳室に埼玉県で作成したDV相談案内カード(名称サイズ)を配置し、DV被害者自身が早期にDVに気づき相談に繋がるよう環境づくりの充実を図った。	1・2・3	・DV、夫婦問題、親子の問題、セクハラ等の相談を受け、離婚ガイダンスやサポートを行った。 ○相談件数⇒延べ75件	ア	・専門の女性相談員(3名体制)による相談事業を継続する。 ・市報やホームページ等にて相談受付窓口を周知する。 ・VIVAや本庁舎内のトイレ及び授乳室にDV相談案内カード(名刺サイズ)の設置を継続して行なう。
		●関係各課との連携の強化と相談体制の整備		・庁内DV対策連携会議を行う。	A	・庁内DV対策連携会議 R3.2.26開催。 出席者: 市民課以下13課 行田警察署。	1・2・3	・DV被害者に対する支援方針や情報の共有について連携の強化を図った。	ア	・庁内DV対策連携会議を行う。
		●消費生活相談の相談日の拡充	地域活動推進課	週5日の消費生活相談体制を継続する。	A	月～金 9:30～15:30(予約不要)	1	相談件数390件	ア	週5日の消費生活相談体制を継続する。
④消費生活相談の充実		●消費者問題の出前講座の実施		高齢者団体等への出前講座を実施する。	A	各種市民グループの要請を受け、1コマ90分程度の講座を実施した。	1	出前講座1回	ア	高齢者団体等への出前講座を実施する。
		●福祉部門との連携		消費者被害防止サポーター養成講座を実施する。 高齢者等見守り連絡会議を活用し、庁内関係部署との情報共有、連携強化を図る。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で、講座等を実施できなかった。	1	新型コロナウイルス感染症の影響で、講座等を実施できなかった。	ア	消費者被害防止サポーター養成講座を実施する。 高齢者等見守り連絡会議を活用し、庁内関係部署との情報共有、連携強化を図る。
	⑤外国籍の人々への支援	●外国人のサポートをしているNPO活動の支援と協働	地域活動推進課	「市民公益活動推進基本計画」に基づく、各種施策を推進する。 「市民活動サポートセンター」での団体支援に係る各種事業を実施する。	A	市民活動サポートセンターが、外国人のサポートをしている市民活動団体の支援を実施した。	1	外国人のサポートをしている市民活動団体と情報共有し、連携を図った。	ア	外国人のサポートをしている市民活動団体と情報共有し、支援が必要な方とのマッチングを行う。
		●外国人に対する窓口サービスの充実	市民課	引き続き各種言語のパンフレットの配布。ホームページの活用。外国語が堪能な職員を起用。	A	各種言語のパンフレットの配布をした。外国語の堪能な職員を起用し、窓口対応や届出書等に英語を併記した。	1・2	外国語が堪能な職員を窓口配置し、窓口サービスの充実を図った。	ア	引き続き各種言語のパンフレットの配布。ホームページの活用。外国語が堪能な職員を起用。

重点施策9 生涯を通じた健康づくりへの支援

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和3年度計画
(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発(母性保護の啓発活動の充実)	●「生涯にわたる性と生殖に関する健康」(リプロダクティブ・ヘルス)の各種相談を通じた支援啓発 ●「性に関する健康を享受する権利」(リプロダクティブ・ライツ)の各種相談を通じた支援啓発	保健センター	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを意識しながら相談に応じる。また、ママ・パパ教室を継続実施する。	A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを意識しながら相談に応じた。また、ママ・パパ教室を継続実施した。	1・2	ママ・パパ教室への参加を勧めた。	ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを意識しながら相談に応じる。また、ママ・パパ教室を継続実施する。
(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	①健康づくり講座の開催	●健康教育及び健康相談を個人の健康状態に合わせ集団又は個別に実施	保健センター	健康教育及び健康相談、健康づくりマイスター養成講座を開講する。	A	健康教育及び健康相談、健康づくりマイスター養成講座を開講した。	3	男女ともに参加した。	ア	健康教育及び健康相談、健康づくりマイスター養成講座を開講する。
	②女性の健康づくりへの支援	●女性特有がん検診の受診促進 ●がん予防教室等の開催	保健センター	20歳の女性に子宮がん検診クーポン券を、40歳の女性に乳がん検診のクーポン券を送付。クーポン券により、無料で当該検診が受診できる。 20歳～39歳の女性を対象にヤング乳がんエコー検診を年3回実施する。	B	20歳の女性に子宮がん検診及び40歳の女性に乳がん検診の無料クーポン券を送付。子宮がん検診 20人 受診 乳がん検診 62人 受診。ヤング乳がん検診74人	2・3	検診を受けたことのない女性が検診を受診するよい機会となった。	ア	20歳の女性に子宮がん検診クーポン券を、40歳の女性に乳がん検診のクーポン券を送付。クーポン券により、無料で当該検診が受診できる。 20歳～39歳の女性を対象にヤング乳がんエコー検診を年3回実施する。
	③男性の健康づくりへの支援等	●男性特有の疾患(前立腺がん)の検診等の受診の促進	保健センター	前立腺がん検診を継続実施するが、今後は要検討。	B	前立腺がん検診の受診者 1,790人		男性のみ受診	エ	前立腺がん検診を継続実施するが、今後は要検討。(令和3年度は廃止)
	④感染症予防から治療までの総合的な対策など	●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●HIV・その他性感染症の予防啓発 ●予防接種率の向上	保健センター	新型感染症については、迅速に情報提供する。 感染症関係は必要に応じて情報提供する。予防接種は継続実施。	B	感染症についてはHPで情報提供した。 予防接種は年間を通じ医療機関で実施した。	3	本人及び保護者が接種しやすいよう全ての予防接種を医療機関での個別接種とした。	ア	新型感染症については、迅速に情報提供する。 感染症関係は必要に応じて情報提供する。予防接種は継続実施。
	⑤薬物、喫煙、飲酒対策	●正しい知識の普及啓発 ●家族や周囲の人の対応方法を学ぶ機会の提供	保健センター	禁煙チャレンジ応援プラン助成事業の実施。 禁煙サポーター薬局による肺の健康チェックの実施。	B	助成件数 15人 助成金額 147,910円	2・3	男女ともに助成事業を利用した。	ア	禁煙チャレンジ応援プラン助成事業の実施。 禁煙サポーター薬局による肺の健康チェックの実施。
(3)母子保健の充実	①子ども医療費支給事業の充実	●子どもに対する医療費の一部を支援	保険年金課	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、引き続き、子どもに対する医療費の一部を支援することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	A	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支援することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図った。	1	市報やホームページなどで制度の周知を図った。	ア	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、引き続き、子どもに対する医療費の一部を支援することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。
	②母子に関する健診の充実	●妊婦健診及び乳幼児健診による疾病や異常の早期発見 ●適切な指導による母子の健康の保持増進	保健センター	妊婦健診、4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の実施。	B	妊婦健康診査 実606人 延べ4464人 4か月児健診 383人 1歳6か月児健診 463人 2歳児歯科健診 421人 3歳児健診 477人	2・3	母子に関する健診を実施し、早期発見及び早期療育等必要な支援を行うとともに、医療へつなげた。	ア	妊婦健診、4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の実施。
	③母子保健相談・教育の充実	●妊娠・出産・育児に関する知識の普及 ●発達支援や育児不安の相談の充実	保健センター	子育て包括支援センターの継続。 ママ・パパ教室、離乳食教室、妊婦相談、乳幼児相談、各種専門相談の実施。 資料の配布。	A	子育て包括支援センターを設置し、赤ちゃんコンシェルジュの助産師による相談を実施した。 (面接291人 電話1129人) 妊娠届出時にガイドブック、リーフレットを配布。 きつぷプラザ「あおい」にて健康相談を実施した。 ママ・パパ教室49人 妊婦相談16人 離乳食教室208人 乳幼児相談29人 理学療法相談57人 あおいの相談93人 ことばの相談94人 心理発達相談15人 乳児健康教育369人。	2・3	男女ともに参加があった。	イ	子育て包括支援センターの継続。 ママ・パパ教室、離乳食教室、妊婦相談、乳幼児相談、各種専門相談の実施。 資料の配布。

重点施策9 生涯を通じた健康づくりへの支援

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(4)学校教育等における性に関する教育の充実	①性に関する教育の推進	●小中学校における性に関する指導の実施	学校教育課	小中学校において、性に関する指導が系統的に実施できるよう指導する。	A	各学校が教育課程に位置づけ新学習指導要領に基づいた系統的な指導を行うことができた。	2	学習指導要領を意識させ系統的に学習できるよう指導した。	イ	小中学校において、性に関する指導が系統的に実施できるよう指導する。
	②性や母性に関する情報・資料の提供	●小中学校における性や母性に関する情報についての教材の整備	学校教育課	効果的な学習ができるよう教材の整備を図り活用を促す。	A	教育委員会から教材の提供を行ったり研修会の周知を行ったりして、ソフト面やハード面から教材を各学校で活用できるようにした。	3	教材を積極的に活用できるよう指導した。	イ	効果的な学習ができるよう教材の整備を図り活用を促す。
(5)学校教育における感染症等予防対策の推進	①感染症予防から治療までの総合的な対策など	●保健指導を通し感染症予防の知識を身につける ●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●予防接種率の向上	学校教育課	効果的な学習ができるよう関係各所との連携を図る。	A	学校医や医師会、北埼玉地区学校保健会と連携を図り情報共有に努めた。同時に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から加須保健所、県保健体育課とも連絡を密にとり、連携をより一層深めた。	1	関係各所と積極的に連携を図り健康意識の向上を図るよう指導した。	イ	効果的な学習ができるよう関係各所との連携を図る。
	②薬物・喫煙・飲酒対策など	●薬物・喫煙・飲酒の健康への影響を学習し、健康を保持できる児童・生徒を育成	学校教育課	引き続き、薬物乱用防止教室や喫煙防止教室を実施し健康意識を高めていく。	A	学校医や行田中央病院との連携を強化し、薬物乱用防止教室や喫煙防止教室の取り組みをより一層充実させた。	1	健康教室を実施した。	イ	引き続き、薬物乱用防止教室や喫煙防止教室を実施し健康意識を高めていく。
(6)生涯にわたるスポーツ活動の促進	①スポーツ施設の整備・充実	●スポーツ施設の整備	生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	市内各体育施設の経年劣化に伴う修繕等を計画的・継続的に実施する。	B	体育施設の老朽化や部品等の経年劣化に伴い、体育施設の修繕を行った。	2・3	富士見公園庭球場改修工事、総合体育館雑用水ポンプ設備更新工事、市民プール非常灯修繕等を実施	ア	市内各体育施設の経年劣化に伴う修繕等を計画的・継続的に実施する。
	②スポーツに親しむための講習会の開催	●誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催	生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	地域と連携したスポーツ教室を継続開催する。	E	各地区体育協会の協力を得て、誰もが住んでいる地域で気軽に参加できるスポーツ教室を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響で、教室数が激減した。	2・3	カーレット、卓球、太極拳等。	ア	新型コロナウイルス感染の状況を鑑みながら、地域と連携したスポーツ教室を継続開催する。
	③スポーツ指導者の育成・充実	●各種講習会を開催し指導者を育成	生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	各種講習会を継続開催する。	E	新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし	2・3	新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし	ア	新型コロナウイルス感染の状況を鑑みながら、各種講習会を継続開催する。
		●「行田市スポーツ指導者登録制度」に基づく幅広い人材活用	生涯学習スポーツ課(旧スポ振)	指導者登録制度に基づき人材活用する。	A	指導者登録制度に基づき人材活用した。	2・3	埼玉県スポーツリーダーバンク制度を競技団体、登録希望指導者ともに周知・運用	ア	市民の要請に応じ、指導者登録制度に基づき人材活用を行う。

重点施策10 暴力のない社会づくりの推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和3年度計画	
(1)暴力を 許さない意 識づくり	①ドメスティック・バイオ レンスの予防、防止に 向けた啓発活動	●家庭や職場における男女差別や配 偶者などからの暴力、セクシャル・ハラ スメント防止のための啓発 ●人権擁護委員による啓発活動の実 施	男女共同参画 推進センター	・センター内に関係パンフレットを配架し啓 発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に DV防止の啓発を行う。	A	・センター内に関係パンフレットを配架し啓発に 努めた。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」に「忍城 のパープルライトアップ」を実施した。 R2.11.12～11.25。 ・情報紙VIVA第43号にDVやセクシャルハラスメ ント等の相談についての記事を掲載し周知した。 ・市報R2.10月号にDVやセクシャルハラスメント等 の相談記事を掲載した。	1・2・3	・パンフレットは来館 者の目に留まり易い ようにVIVAの玄関 や受付カウンター付 近に配架した。 ・忍城パープルライ トアップは、市報11 月号に掲載し周知 した。	イ	・センター内に関係パンフレットを配架し啓 発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間 にDV防止の啓発を行う。	
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応 じ行田市要保護児童対策地域協議会を開 催し、要保護児童の支援の在り方を検討す る。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580 件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11 回 11件)	3	相談体制の充実に 努め、個別のケース について対応が必要 な場合は、関係機 関で会議を開催し 情報共有や支援 の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応 じ行田市要保護児童対策地域協議会を開 催し、要保護児童の支援の在り方を検討 する。	
			人権推進課	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人 権擁護委員による街頭啓発活動を実施す る。(浮き城祭り、西の市)	D	人権擁護委員による街頭啓発活動を、新型コ ロナ感染症拡大防止の観点から、中止(浮き城祭 り、西の市)。	1.2	新型コロナ感染症 拡大防止の観点か ら、中止。	ア	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人 権擁護委員による街頭啓発活動を実施す る。(浮き城祭り、西の市)	
			高齢者福祉課	相談支援協力体制を強化する。	B	庁内に関係チラシを設置するとともに相談窓 口(市や地域包括支援センター)の周知等を実施。 また、警察など関係機関との連携を強化した。	3	男女の区別なく相 談体制の充実に努 めた。	ア	相談支援協力体制を強化する。	
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応 じ行田市要保護児童対策地域協議会を開 催し、要保護児童の支援の在り方を検討す る。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580 件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11 回 11件)	3	相談体制の充実に 努め、個別のケース について対応が必要 な場合は、関係機 関で会議を開催し 情報共有や支援 の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、 必要に応じ行田市要保護児童対策地域 協議会を開催し、要保護児童の支援の在 り方を検討する。	
			高齢者福祉課	地域包括支援センターにおける予防・啓 発。	B	地域包括支援センター訪問時における予防・啓 発を実施。	3	男女の区別なく事 業を実施した。	ア	地域包括支援センターにおける予防・啓 発。	
	(2)暴力防 止に向けた 学校教育	①人権尊重、男女平等 教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計 画の見直しの実施	学校教育課	行田市人権教育基本方針の周知とそれに 基づいた教育を実施していく。	A	学校ごとに計画の見直しを行い、それらに基づ いた人権尊重、男女平等の視点に立った教育活動 を実施している。	3	行田市人権教育基 本方針に基づいて 実施した。	イ	行田市人権教育基本方針の周知とそれに 基づいた教育を実施していく。
				学校教育課	啓発活動を引き続き実施していく。	C	学校ごとにパンフレットやDVD等を用いて、啓 発活動を行った。	2	啓発活動を実施し た。	イ	啓発活動を引き続き実施していく。 教職員等を対象とした研修会等の周知を 行う。
	(3)デートD V(結婚して いない恋人 間での暴力) 防止活動の 実施	①若年者に対する予防 啓発の推進	●問題の発生を未然に防止するため デートDVに関する講座の開催 ●啓発パンフレットなどを活用した情 報提供 ●若い世代に対するデートDVに関 する啓発	男女共同参画 推進センター	・センター内に関係パンフレットを配架し啓 発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に DV防止の啓発を行う。	A	・センター内に関係パンフレットを配架し啓発に 努めた。 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」に「忍城 のパープルライトアップ」を実施した。 R2.11.12～11.25。 ・情報紙VIVA第43号にDVやセクシャルハラスメ ント等の相談についての記事を掲載し周知した。 ・市報R2.10月号にDVやセクシャルハラスメント等 の相談記事を掲載した。	1・2・3	・パンフレットは来館 者の目に留まり易い ようにVIVAの玄関 や受付カウンター付 近に配架した。 ・忍城パープルライ トアップは、市報11 月号に掲載し周知 した。	イ	・センター内に関係パンフレットを配架し啓 発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間 にDV防止の啓発を行う。
				学校教育課	啓発活動を引き続き実施していく。	C	学校ごとにパンフレットやDVD等を用いて、啓 発活動を行った。	2	啓発活動を実施し た。	イ	啓発活動を引き続き実施していく。 教職員等を対象とした研修会等の周知を 行う。
(4)児童虐 待の防止	①児童虐待に対する啓 発活動	●「児童虐待の防止等に関する法律」 の周知 ●地域社会全体に向けた積極的な啓 発活動	子ども未来課	市報や市HPに掲載するほか、児童虐待防 止啓発グッズ等を作成し、児童虐待防止に ついて周知を図る。	B	市報ぎょうだ(11月号)にPR記事掲載 啓発チラシの配布	2	市報や市HPでの周知 のほか、児童虐待防 止の啓発グッズ等を 作成し、児童虐待防 止について周知を図 った。	ア	市報や市HPに掲載するほか、児童虐待 防止啓発グッズ等を作成し、児童虐待防 止について周知を図る。	
			学校教育課	児童虐待は重大な人権問題である認識の もと早期発見に努める。	A	教職員に対し、同法律の周知を図った。	1	問題解決に向け、 男女の区別なく意 見を出し合った。	ア	児童虐待は重大な人権問題である認識の もと早期発見に努める。	

重点施策10 暴力のない社会づくりの推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和3年度計画
	②児童虐待の未然防 止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童 虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の 充実	子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議 コロナ禍により未実施 実務者会議 3回 個別ケース検討会議 11回	3	会議を開催し、関係機関と情報共有や支援の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。
			持田保育園	毎日、園児の身体をチェックし虐待が疑われる場合には、関係機関へ連絡する。	A	毎日園児の身体をチェックし、疑われる様なケースはなかった。	3	登降園時、積極的に保護者に話しかけている。	ア	毎日、園時の身体をチェックし虐待が疑われる場合には、関係機関へ連絡する。
			長野保育園	引き続き、子どもの様子を観察していく。	A	園児の観察を行い、関係機関と情報共有を図った。	3	毎日、園児の様子や体のチェックを行い、併せて記録をとり、必要な場合は、子ども未来課に通報した。	ア	毎日、園児の様子や体のチェックを行い、虐待が疑われる場合は、関係機関と連携する。
			南河原保育園	毎日、園児の身体をチェックし、虐待が疑われる場合は関係機関と連携する。	A	毎日、園児の身体をチェックし、虐待が疑われる場合は関係機関へ連絡する。また、直接虐待につながらない身体の不調についても、職員内で情報を共有する。	3	すべての園児に視診を行った。また、保護者との会話からも情報を共有した。	ア	毎日、園児の身体をチェックし、虐待が疑われる場合は関係機関へ連絡する。
			学校教育課	児童虐待は重大な人権問題である認識のもと早期発見に努める。	A	学校全体で虐待リスクや兆候の早期発見に努めている。	3	問題解決に向け、男女の区別なく意見を出し合った。	ア	児童虐待は重大な人権問題である認識のもと早期発見に努める。
			男女共同参画推進センター	・庁内DV対策連携会議を行う。	A	・庁内DV対策連携会議 R3.2.26開催。 出席者: 市民課以下13課及び行田警察署。	1・2・3	・DV被害者に対する支援方針や情報の共有について連携の強化を図った。	ア	・庁内DV対策連携会議を行う。
			保健センター	こんにちは赤ちゃん事業、養育支援家庭訪問事業等による個別支援の実施。健診等において虐待リスクの発見。	A	こんにちは赤ちゃん事業 390件 健診未受診児への訪問や健診時にリスクアセスメントを実施し、予防に努めた。	3	男女の区別なく実施。	ア	こんにちは赤ちゃん事業、養育支援家庭訪問事業等による個別支援の実施。健診等において虐待リスクの発見。

重点施策11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1) 早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●保健や福祉に関する業務を通じた被害者の早期発見	男女共同参画推進センター	関係課と連絡を取り合い、情報共有する。	A	・関係各課及び関係機関と連絡を取り合い、情報を共有し必要とされる支援を行った。	1・2	事案の内容について関係課と連携を図り対応した。	ア	関係課と連絡を取り合い、情報共有する。
			保健センター	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があつた場合は通常業務の中で見守りを行う。	A	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡し、関係機関からDV情報があつた場合は通常業務の中で見守りを実施した。	3	男女問わず実施した。	ア	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があつた場合は通常業務の中で見守りを行う。
		●関係機関の連携による高齢者等への虐待の早期発見、予防、解決	福祉課	協定締結事業所の増。地域安心ネットワーク会議の開催。虐待防止マニュアルの活用。	B	新たに1事業所との協定を締結し、協定締結事業所との情報交換を継続して行った。	3	虐待防止、早期発見に向けた、意識の高揚、啓発ができた。	ア	協定締結事業所の増。地域安心ネットワーク会議の開催。虐待防止マニュアルの活用。
			高齢者福祉課	地域包括支援センター、民生委員及び地域支援ネットワーク構築を推進し、要援護高齢者等の早期発見・対応態勢を推進していく。また警察との連携を強化していく。	E	地域支援ネットワーク会議を各地域年2回予定していたが、新型コロナウイルスの影響で中止とした。会議は年2回と定例化し、継続的に実施して要援護高齢者の発見のネットワークを構築しており、警察とは随時、情報共有し、連携を強化している。	3	例年は男女の区別なく実施。令和2年度は中止。	ア	新型コロナウイルスの蔓延状況にもよるが、引き続き地域包括支援センター、民生委員及び地域包括支援センター相談協力員による地域支援ネットワークの構築を推進し、要援護高齢者等の早期発見・対応態勢を推進していく。また警察との連携を強化していく。
		●関係機関からの情報収集による高齢者等虐待防止	高齢者福祉課	防止対策として、人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また、人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等含めた講演を実施。	D	人権擁護委員による街頭啓発、人権相談所、人権・同和問題地区別研修会は、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、中止。	1.2	新型コロナ感染症拡大防止の観点から、中止。	ア	防止対策として人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等含めた講演を実施。
	②相談・支援体制の充実	●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実	男女共同参画推進センター	緊急時における他市町村との連絡について、関係各課と連携し迅速かつスムーズに対応する。	A	・関係各課及び関係機関と連絡を取り合い、情報を共有し必要とされる支援を行った。	1・2	事案の内容について関係課と連携を図り対応した。	ア	緊急時における他市町村との連絡について、関係各課と連携し迅速かつスムーズに対応する。
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11回 11件)	3	相談体制の充実に努め、個別のケースについて対応が必要な場合は、関係機関で会議を開催し情報共有や支援の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。
		●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応	人権推進課	相談については、随時受付している。なお、相談があつた場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、かつ関係機関と連携・協力する。	D	新型コロナ感染症拡大防止の観点から、毎月開設していた特設人権相談を中止し、法務局において電話やインターネットによる相談を実施。	1.2	新型コロナ感染症拡大防止の観点から、中止。	ア	相談は随時受付。相談があつた場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。
			保健センター	こころの相談を年4回開催する。(精神科医による相談) 電話相談及び面接相談は随時実施。	C	こころの相談を3回実施し、5人の相談を受けた。(精神科医による相談1回)電話相談及び面接相談を実施した。 電話相談及び面接相談を実施した。	2	男女問わず相談することができた。	ア	こころの相談を年4回開催する。(精神科医による相談) 電話相談及び面接相談は随時実施。
(2) 被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●関係機関の連携による切れ目ない支援の確保	男女共同参画推進センター	緊急時における他市町村との連絡について、関係各課や関係機関と連携し迅速かつスムーズに対応する。	A	・庁内各課及び関係市町村、警察、児童相談所等と連携を図り対応した。	1・2	関係課や警察などと連携し、DV被害者の緊急避難など迅速に対応した。	ア	緊急時における他市町村との連絡について、関係各課や関係機関と連携し迅速かつスムーズに対応する。
			保健センター	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があつた場合は通常業務の中で見守りを行う。	A	連絡があつたケースは個別記録にて管理。通常業務の中で見守りを継続し、必要があれば関係機関へ連絡した。	3	男女を問わず、見守りを行った。	ア	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があつた場合は通常業務の中で見守りを行う。
		●被害者情報の適切な管理	市民課	連絡があつたケースは、関係する市町村と連携を取り、本市においても聞き取り記録を管理し、必要があれば、関係各課と情報連携を継続して図る。	A	収受したケースは関係する市町村と迅速な連携を取り、経過記録を管理し関係各課と情報連携を図った。	1・2	収受ケースは関係市町村と迅速な連携を取り、関係各課と情報連携を図った。	ア	連絡があつたケースは、関係する市町村と連携を取り、本市においても聞き取り記録を管理し、必要があれば、関係各課と情報連携を継続して図る。

重点施策11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
			地域活動推進課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。	A	関係機関と連携をとり、適切な対応をした。	1・2・3	相談予約受付の際、相談者の主訴に被害者を追跡しているようなDV被害者の可能性があった場合は各種相談機関の守秘義務について説明した。	ア	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。
			男女共同参画推進センター	関係各課と連絡を密にし情報共有に努める。	A	・関係各課と連絡を密にし、適切な対応をした。	3	関係各課と連絡を密にし情報の共有に努めた。	ア	関係各課と連絡を密にし情報共有に努める。
			税務課	関係機関と連携を取り、個人情報の適切な管理を行う。	A	関係機関と連携を取り個人情報の適切な管理を行った。	3	関係機関と連携を取り個人情報の適切な管理を行った。	ア	関係機関と連携を取り、個人情報の適切な管理を行う。
			人権推進課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。	C	被害者情報はなかった。			ア	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。
			商工観光課	通常業務の中で発見した場合、関係機関へ連絡する。	A	通常業務で発見する事案はなかった。	3		ア	通常業務の中で発見した場合、関係機関へ連絡する。
			福祉課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。	B	DVと疑われる事案の発生時において、すみやかに関係部署に情報提供した。	3	深刻な事態に至るケースはなかった。	ア	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11回 11件)	3	相談体制の充実に努め、個別のケースについて対応が必要な場合は、関係機関で会議を開催し情報共有や支援の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。
			高齢者福祉課	個人情報保護に留意し、適正に対応する。	B	関係機関と連携をとり、適正に対応した。	2	男女の区別なく相談体制の充実に務めた	ア	個人情報保護に留意し、適正に対応する。
			保険年金課	関係機関等と連携を図り、適切に対応する。	A	関係機関と連携を図り、適切な対応を行った。	2	男女の区別なく適切な対応を行った。	ア	関係機関等と連携を図り、適切に対応する。
			下水道課	通常業務の中で発見した場合は、関係機関へ連絡する。 関係機関からDV情報があった場合は、通常業務の中で見守りを行う。	A	下水道課において該当事案なし。	3	下水道課において該当事案なし。	ア	通常業務の中で発見した場合は、関係機関へ連絡する。 関係機関からDV情報があった場合は、通常業務の中で見守りを行う。
			水道課	関係各課と連絡を密にし情報共有につとめる。	A	関係各課と連絡をとり、適切に対応した。	3	関係各課と連絡をとり、情報共有に努めた。	ア	関係各課と連絡を密にし、情報共有に努める。
			営繕課	管理代行先(埼玉県住宅供給公社)及び関係各課と連絡を密にし情報共有に努め、対象者の身の安全を守る。	A	関係課と埼玉県住宅供給公社と連携を図った。	3	関係先との連携を図った。	ア	管理代行先(埼玉県住宅供給公社)及び関係各課と連絡を密にし情報共有に努め、対象者の身の安全を守る。
			教育総務課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。	B	DV被害を受ける児童生徒の円滑な就学支援を行った	1, 2	保護者からの面談に際して、庁内及び他市町村との情報共有、調整を図った	ア	関係機関と連携をとり、適切な対応をする
			学校教育課	関係課と連絡を取り合い情報共有し、個人情報の適切な管理を行う。	B	関係課に連絡を取り合い、情報共有をし、個人情報の適切な管理を行った。	3	迅速な情報共有に努めた。	ア	関係課と連絡を取り合い情報共有し、個人情報の適切な管理を行う。
			生涯学習スポーツ課(旧ひと課)	引き続き被害者の安全確保のため、案内等を発送する際は、送付先に配慮するなど細心の注意を払う。また、当日の参加があった場合は見守り等を行う。	C	見守り実績はなかったが「新成人を祝う会」における対象者への案内ハガキを送付する際、関係機関に確認するなどの配慮を行った。	2	関連情報等を確認し、送付先に注意した。	ア	引き続き被害者の安全確保のため、案内等を発送する際は、送付先に配慮するなど細心の注意を払う。また、当日の参加があった場合は見守り等を行う。
		●生活保護の申請等手続きの迅速化	福祉課	申請の意思が示された場合は、すみやかに対応する。	B	申請2件において、すみやかに受理し、決定実施を行った。	2	他市から転入した世帯を含めた2件の申請について、すみやかに受理し、所定の手続きを行った。	ア	申請の意思が示された場合は、すみやかに対応する。

重点施策11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和3年度計画
		●緊急一時保護施設との連携(入所 手続・警察への通報)	子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ 行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、 要保護児童の支援の在り方を検討する。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580 件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11 回 11件)	3	相談体制の充実に努 め、個別のケースにつ いて対応が必要な場合 は、関係機関で会議を 開催し情報共有や支援 の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、 必要に応じ行田市要保護児童対策地域 協議会を開催し、要保護児童の支援の在 り方を検討する。
(3) 自立へ の支援	①就労・住宅・経済的 な支援	●就職セミナーや職業相談への参加 促進	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、 ポスターの掲示などを行い啓発に努めてい く。また、公共職業安定所からの求人情報 の配布とHPでの公開を行う。	A	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポス ターの掲示などを行い啓発に努めた。また、行田 公共職業安定所から毎週送付される求人情報を 窓口等で配布、ホームページで公開を行った。	2.3	男女共に利用し、そ れぞれに効果があ った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、 ポスターの掲示などを行い啓発に努めて いく。また、公共職業安定所からの求人情 報の配布とHPでの公開を行う。
		●求人情報の提供	福祉課	申請の意思が示された場合は、すみやか に対応する。生活保護申請の場合は、就 労支援員と連携して自立に向けた支援を 行う。	B	他市から転入した世帯について、保護を適用し、 自立支援を行った。	2	定期訪問時等にお いて、就労支援相 談の概要を説明し、 活用を促した。	ア	申請の意思が示された場合は、すみやか に対応する。生活保護申請の場合は、就 労支援員と連携して自立に向けた支援を 行う。
		●関係機関で提供する住宅の情報提 供	営繕課	DV被害者世帯の優遇抽選制度のある県 営住宅の情報提供を継続して行う。市営住 宅へ緊急避難措置を行う。	A	関係各課に情報提供し、連携した。	3	関係各課に情報提 供を行い、連携し た。	ア	DV被害者世帯の優遇抽選制度のある県 営住宅の情報提供を継続して行う。市営 住宅への緊急避難措置を行う。
		●生活保護やその他の補助制度の 活用に関する支援	福祉課	生活困窮者に対する支援を業務委託先と 協力して実施する。	B	他市から転入した世帯について、保護を適用す るとともに、生活困窮者自立支援事業の活用を 促した。	2	定期訪問時等にお いて、生活困窮者 自立支援事業の概 要を説明し、活用を 促した。	ア	生活困窮者に対する支援を業務委託先と 協力して実施する。
	②心の回復に対する支 援	●専門機関による継続的な心のケア ●児童福祉施設における子どもと親 の心のケア対策	保健センター 子ども未来課	こころの相談を年4回開催する。(精神科医 による相談) 電話相談及び面接相談は随時実施。 家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ 行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、 要保護児童の支援の在り方を検討する。	A B	こころの相談を3回実施し、5人の相談を受けた。 (精神科医による相談1回) 電話相談及び面接相談を実施した。 家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580 件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11 回 11件)	2 3	男女問わず相談す ることができた。 相談体制の充実に努 め、個別のケースにつ いて対応が必要な場合 は、関係機関で会議を 開催し情報共有や支援 の方針を検討した。	ア ア	こころの相談を年4回開催する。(精神科 医による相談) 電話相談及び面接相談は随時実施。 家庭児童相談室を継続設置するとともに、 必要に応じ行田市要保護児童対策地域 協議会を開催し、要保護児童の支援の在 り方を検討する。
(4) 子どもの 安全確保	①関係機関虐待防止 ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策 地域協議会(代表者会議、実務者会 議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発 見・虐待防止	福祉課	協定締結事業所の増。 地域安心ネットワーク会議の開催。	C	新たに1事業所と協定を締結。	3	虐待防止、早期発見 に向けた、意識の高 揚、啓発ができた。	ア	協定締結事業所の増。 地域安心ネットワーク会議の開催
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ 行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、 要保護児童の支援の在り方を検討する。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580 件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議 コロナ禍により未実施 実務者会議 3回 個別ケース検討会議 11回	3	会議を開催し、関係 機関と情報共有や 支援の方針を検討 した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、 必要に応じ行田市要保護児童対策地域 協議会を開催し、要保護児童の支援の在 り方を検討する。
			男女共同参画 推進センター	関係する個別ケース会議や研修会に出席 する。	A	・県の男女共同参画課やWith Youさいたまの主 催する担当職員研修やDV被害者支援担当研 修に出席した。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議に出 席した。	1・2・3	関係する個別研修 に出席し、情報の取 集・共有を図った。	ア	関係する個別ケース会議や研修会に出席 する。
			保健センター	会議に参加。 乳幼児健診等での早期発見に努める。 妊娠届からの特定妊婦の把握。	A	会議に参加。 乳幼児健診等での早期発見に努めた。	3	男女を問わず実 施。	ア	会議に参加。 乳幼児健診等での早期発見に努める。 妊娠届からの特定妊婦の把握を行う。
			福祉課	県の虐待防止施策との連携。	A	埼玉県虐待防止条例の施行に伴い、県の虐待 防止施策との連携を進め、対応している。	3	緊急時の体制が確 保できた。	ア	県の虐待防止施策との連携。

重点施策12 セクシャル・ハラスメント防止対策

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1)啓発及び相談体制の充実	①セクシャル・ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●セクシャル・ハラスメント防止のための講座の開催	男女共同参画推進センター	男女共同参画研修の中でセクシャルハラスメント等を取り入れる。	D	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修は中止となった。 ・情報紙VIVA第43号にセクシャルハラスメントについて相談案内記事を掲載した。	2・3	VIVA第43号を全世界帯に配布した。 30,100部作成。	ア	男女共同参画研修の中でセクシャルハラスメント等を取り入れる。
		●情報紙「VIVA」における情報提供		情報紙VIVAを通して意識啓発を図る。	A	・R3年2月発行の情報紙VIVA第43号にセクシャルハラスメントについての相談案内記事を掲載した。	3	VIVA第43号を全世界帯に配布した。 30,101部作成。	ア	市報やホームページ等を活用して意識啓発を図る。
		●イベント開催時における啓発活動	人権推進課	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)	D	人権擁護委員による街頭啓発活動を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止(浮き城祭り、西の市)。	1.2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止。	ア	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)
		●セクシャル・ハラスメント防止研修の実施	人事課	ハラスメント防止研修を実施する。	B	ハラスメント防止研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により集合研修が実施できなかったため、職員へ「行田市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」の周知を行った。	2	全職員へ要綱を周知した。	ア	ハラスメント防止研修を実施する。
		●人権擁護委員による啓発活動及び相談窓口の充実	人権推進課	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)	D	人権擁護委員による街頭啓発活動を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止(浮き城祭り、西の市)。	1.2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止。	ア	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)
(2)雇用や教育の場における防止対策の促進	①雇用や教育の場における防止対策の促進	●市内の企業に対しパンフレット配布・ポスター掲示	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努め、相談機関についても積極的に周知していく。	C	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めた。また、相談機関の案内も積極的に行った。	3	パンフレットの配布やポスターの掲示により周知を行った。	ア	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努め、相談機関についても積極的に周知していく。
		●庁内セクシャル・ハラスメント防止研修の実施	人事課	ハラスメント防止研修を実施する。	B	ハラスメント防止研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により集合研修が実施できなかったため、職員へ「行田市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」の周知を行った。	2	全職員へ要綱を周知した。	ア	ハラスメント防止研修を実施する。
		●セクシャル・ハラスメント問題検討委員会の設置	学校教育課	校内倫理確立委員会やハラスメント防止委員会を引き続き実施していく。	A	各学校において運用、活用されている。	1・3	男女の別なく委員を構成している。	イ	校内倫理確立委員会やハラスメント防止委員会を引き続き実施していく。
		●教職員倫理確立委員会によるセクシャル・ハラスメント防止策			A	各学校において防止策を策定し取り組んでいる。	1・3	具体策を周知し男女の別なく取り組んでいる。		
		●児童・生徒への人権教育を通した防止対策			A	各学校において人権教育に取り組んでいる。	1・3	各学校において人権教育に取り組んでいる。		

重点施策13 関連機関との連携の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1) 関係機関との連携強化	① 庁内DV対策連携会議の設置・運営	●DV被害者の個別的な事案に対応するための市組織内連携体制の充実	男女共同参画推進センター	・庁内DV対策連携会議を行う。	A	・庁内DV対策連携会議 R3.2.26開催。 出席者：市民課以下13課及び行田警察署。	1・2・3	・DV被害者に対する支援方針や情報の共有について連携の強化を図った。	ア	・庁内DV対策連携会議を行う。
		●DVに関する相談とその他の相談の連携体制の構築		・女性相談員が男女の問題に起因する様々な悩みの相談に応じる。 新規相談はケースケア会議を開き、相談員間及び職員との連絡を密にしていく。 ・緊急の相談は職員が対応する。	A	・専門の女性相談員(3名)による相談。 ※新規相談者は、初回1時間半を掛けて入念に聞き取り調査するとともに、3ヶ月ごとに1回程度新規相談者のケースケア会議を開き、相談員間及び職員との連携を密にし情報共有を図っている。 ・緊急の相談は職員が対応した。	1・2	相談内容により他の機関の支援が必要な場合、連絡を取り合い対応した。特に生命の危険性がある事案は警察と連携し対応した。	ア	・女性相談員が男女の問題に起因する様々な悩みの相談に応じる。 新規相談はケースケア会議を開き、相談員間及び職員との連絡を密にしていく。 ・緊急の相談は職員が対応する。
		●組織内連携体制を基盤とする連携ネットワークの充実		・庁内DV対策連携会議を行う。	A	・庁内DV対策連携会議 R3.2.26開催。 出席者：市民課以下13課及び行田警察署。	1・2・3	・DV被害者に対する支援方針や情報の共有について連携の強化を図った。	ア	・庁内DV対策連携会議を行う。
(2) 職務関係者研修の推進	① 専門研修の充実と強化	●DV担当者研修や女性相談員研修などの充実	男女共同参画推進センター	・県などの研修会に出席し、DV被害者支援及びDV加害者対策等について学習する。	A	・市町村男女共同参画担当職員研修やDV被害者支援担当職員研修に参加した。	1・2・3	講義のほかロールプレイ等による対応を学んだ。	ア	・県などが主催する研修会に出席し、DV被害者支援及びDV加害者対策等について学習する。
		●関係各課の共通認識を培うための専門研修の充実		令和3年度に相談事例対応研修会(スーパービジョン)を実施予定。						相談事例対応研修会(スーパービジョン)を実施予定。
	② 二次的被害の防止に向けた研修の強化	●二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修	市民課	DV会議への参加と関係各課との連携を継続して実施する。 住民基本台帳法に基づく支援措置の迅速で適切な処理。窓口でのプライバシーを確保する。	A	DV等会議に積極的に参加し、関係各課との共通認識をもとに、支援措置の迅速で適切な処理を図り、窓口等でのプライバシーを確保した。	1・2	DV等会議に参加し、関係各課との共通認識をもとに、支援措置の迅速で適切な処理を図った。	ア	DV会議への参加と関係各課との連携を継続して実施する。 住民基本台帳法に基づく支援措置の迅速で適切な処理。窓口でのプライバシーを確保する。
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	B	家庭児童相談室の継続設置(延べ相談件数580件) 行田市要保護児童対策地域協議会の開催(11回 11件)	3	会議を開催し、関係機関と情報共有や支援の方針を検討した。	ア	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。
			福祉課	警察をはじめとした関係機関との連携を継続。	C	警察をはじめとした関係機関との連携による相談業務の実施。	3	関係機関との会議にて、情報共有を図った。	イ	警察をはじめとした関係機関との連携を継続。

重点施策14 性別による固定的な役割分担意識の解消

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1) 男女共同参画社会の実現に向けての創意ある啓発活動の推進	①多様な広報媒体による啓発の推進	●市報「ぎょうだ」や市ホームページへの掲載	広報広聴課	引き続き、男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページで周知する。	A	男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページでお知らせした。	2	市報「ぎょうだ」に男女共同参画に関する記事を掲載した。また、市ホームページに男女共同参画の推進状況等を公表した。	ア	引き続き、男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページで周知する。
			男女共同参画推進センター	ホームページや情報紙VIVA・市報を活用し、啓発活動推進と事業周知を図る。	A	・ホームページ…随時更新。 ・情報紙VIVA…特集記事ほか主催事業の実施状況報告等。 ⇒年1回(令和3年2月発行) ・市報ぎょうだ…相談事業⇒毎月掲載。 講座・セミナー等の告知 ⇒開催の1～2ヶ月前に掲載。	1・2	・情報紙類は、自治会の協力を得て配布。 ・プランの進捗状況は、ホームページ及び庁舎内情報コーナーにて開示。	ア	市報やホームページ等を活用し、啓発活動推進と事業周知を図る。
		●生涯学習情報誌「蓮嚢(はすやぐら)」の発行	生涯学習スポーツ課(旧ひと課)	引き続き生涯学習情報誌として発行していくが、編集していく中で掲載内容を検討し、男女共同参画に関する記事なども掲載できる機会をさらに検討していく。	B	男女共同参画に配慮した生涯学習情報誌「蓮やぐら」を年2回発行、全戸配布した。	2	生涯学習の推進を主とした内容のため、男女が共に参加できる団体などの紹介を掲載した。	ア	令和3年度より「蓮やぐら」の発行は終了となるが、市HPや市報ぎょうだをとおして、男女共同参画に関する記事などを掲載する機会を検討していく。
		●行田市人権教育推進協議会広報誌「あゆみ」の発行	生涯学習スポーツ課(旧ひと課)	市民の目をひくような内容やレイアウトを心がけながら、様々な人権課題を取り上げるなかで、女性の人権をはじめとする男女共同参画に関するテーマからの記事掲載について、引き続き検討していく。	B	行田市人権教育推進協議会広報誌「あゆみ」を年1回発行、全戸配布した。	1	広報委員会等における意見をもとに、読みやすい紙面を心がけ、人権教育の取組等について記事を掲載した。	ア	市民の目をひくような内容やレイアウトを心がけながら、様々な人権課題を取り上げるなかで、男女共同参画に関するテーマからの記事掲載について、引き続き検討していく。
			人権推進課	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほか、人権・同和問題地区別研修会、第18回人権フェスティバル、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布する。)	A	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布)	3	配布により広く周知が図られた。	ア	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほか、人権・同和問題地区別研修会、第18回人権フェスティバル、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布する。)
	②男女共同参画啓発紙等の発行	●情報紙「VIVA」の発行と内容の充実	男女共同参画推進センター	情報紙「VIVA」を年2回発行する。(予定:9月、2月) ・国や県・市の取組等について分かり易い表現方法で掲載する。	B	・情報紙VIVA第43号をR3年2月に発行(年1回)。 ・公募による3名の編集委員の協力を得て、計画的に編集会議を行い取材・編集作業を進めた。 ・主要事業報告等を掲載。	1・2・3	特集「今、輝く人」 『介護施設でサックスを奏でる』『エレクトーンと一緒に歌いましょう』の紹介、事業報告等。	ア	令和2年度をもって情報紙VIVAの発行が終了した。今後は、市報で計画的に男女共同参画の特集を組んだりホームページ等を活用して啓発していく。
	③男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	●講演会の開催と内容の充実 ●各種講座の開催と内容の充実 ●リーダーステップアップ講座の開催と内容の充実	男女共同参画推進センター	男女共同参画に関連するテーマで講座等を開催する。	A	・男女共同参画講座 ①親子料理講座 R2.7.26 ②男性料理講座 R2.12.12 ・セミナー ③在宅ワーカー育成セミナー R2.8.7 ④就職支援セミナー R2.9.3 ⑤はじめてのアロマ講座 R2.9.26 ⑥就職応援セミナー(パソコン) R2.10.7～R2.10.15 ⑦保育セミナー R2.10.31、R2.11.7	1・2・3	参加者 ①大人10名 子ども14名 ②8名 ③20名 ④20名 ⑤20名 ⑥延べ23名 ⑦延べ28名	ア	男女共同参画に関連するテーマで講座等を開催する。
(2) 男性にとつての男女共同参画	①技術・家庭科における男女平等の充実	●指導内容の工夫と充実	学校教育課	男女平等、互いを尊重できる指導を継続していく。	A	家庭のあり方や家族の人間関係などに関する指導の充実を図っている。	3	男女が相互の人格を尊重することについて指導した。	ア	男女平等、互いを尊重できる指導を継続していく。

重点施策14 性別による固定的な役割分担意識の解消

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	②育児・介護休業制度利用の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示による啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページなどを通じ啓発に努める。	C	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページなどを通じ啓発に努めた。	3	パンフレット配布やポスター掲示により広く周知を行った。	イ	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページなどを通じ啓発に努める。
		●取得率の低い男性の利用促進に向けた啓発	人事課	特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。 制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。	A	「仕事と育児両立支援ハンドブック」を作成。	2・3	育児休業を取得した男性職員の数:1名	ア	特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。 制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。
	③父親の積極的な育児参加の促進	●ママパパ教室の参加を促進 ●育児参加の推進	保健センター	ママパパ教室のチラシに父親の参加を促す文面を継続して掲載する。 ママパパ教室に参加した父親に、赤ちゃんのお風呂の実習と妊婦ジャケット着用体験を実施する。	A	ママパパ教室のチラシに父親の参加を促す文面を入れた。 教室では、沐浴の実施、グループワークへの参加、妊婦ジャケットの着用体験を行った。	2・3	男性が参加しやすい工夫をした。	ウ	ママパパ教室のチラシに父親の参加を促す文面を継続して掲載する。 ママパパ教室に参加した父親に、赤ちゃんのお風呂の実習と妊婦ジャケット着用体験を実施する。
	④父親の1日保育士体験の実施	●保育園での1日保育士体験の実施	子ども未来課	公立保育園で実施予定。	C	南河原保育園以外の2園で実施した。	3	父親にも参加してもらい実施した。	ア	公立保育園で実施予定。
			持田保育園	全保護者を対象に積極的な参加を呼びかけ、1日保育士体験を実施。	C	入所児童95人中、保護者10人の参加(男性は1人)があった。参加率は10.5%。	2	新型コロナの感染対策のため、積極的な参加の呼びかけは困難であった。	ア	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら、全保護者を対象に1日保育士体験を実施。
			長野保育園	新型コロナの感染防止対策を講じながら行える行事を考える。	B	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、保護者が参加できる行事を行えた。	2	感染防止対策で人数制限を行ったが、行事を開催し保護者の参観が出来た。(1日保育士体験、運動会、遠足、生活発表会)父親の参加も多かった。	ア	感染防止対策を講じ、保護者が参加できる行事を行う。
			南河原保育園	引き続き、1日保育体験実施。	E	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため実施することができなかった。	2	男性にも参加するように声がけをしている。	ウ	新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、例年どおりに実施するようにする。
(3)子どもにとつての男女共同参画	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	●男女共同参画の視点に立った特別活動の年間指導計画の作成	学校教育課	引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた授業を展開するよう指導する。	A	各学校において、特別活動の年間指導計画に男女共同参画の視点を入れている。	1	男女共同参画の視点を取り入れた授業を展開した。	ア	引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた授業を展開するよう指導する。
	②若年層を対象とした育児体験等の啓発・支援	●学校への沐浴人形の貸し出し	保健センター	小中学校からの要望に応じ、沐浴人形等の貸出を行う。	A	小中学校からの要望に応じ、沐浴人形等の貸出を行った。(小学校2校)	3	教材の貸出しをした。	ア	小中学校からの要望に応じ、沐浴人形等の貸出を行う。
		●男女児共に育児体験及び学習機会の提供		保健センター見学の際に、時間があれば、小学生に、赤ちゃん人形等を使った育児体験をしてもらう。	C	保健センター見学は、外部のみで、施設内見学はなかった。	3	保健センター職員からの講話はなし。	ア	保健センター見学の際に、時間があれば、小学生に、赤ちゃん人形等を使った育児体験をしてもらう。 (学校の方針に合わせて実施)

重点施策15 男女平等教育の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規規組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
(1)学校における男女平等教育の推進	①人権尊重、男女平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	学校教育課	引き続き、行田市人権教育基本方針に基づいて教育活動の実施を推進していく。	A	各学校ごとに計画の見直しを行い、それらに基づいた人権教育、男女平等の視点に立った教育活動を実施して「いる。	3	行田市人権教育基本方針に基づいて実施した。	イ	引き続き、行田市人権教育基本方針に基づいて教育活動の実施を推進していく。
	②人間尊重に基づいた性に関する教育の充実	●性に関する教育の年間指導計画の見直しの実施	学校教育課	今後も児童生徒の実態に応じた教育活動を展開する。	A	各学校ごとに計画の見直しを行い、教育課程に位置付けている。	3	児童生徒の実態に応じた教育活動を展開した。	イ	今後も児童生徒の実態に応じた教育活動を展開する。
	③男女平等の視点に立った進路指導の推進	●個々の希望や適性に応じた進路指導・キャリア教育	学校教育課	今後も性別に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。	A	児童生徒一人一人に主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けさせるキャリア教育を推進した。	3	性別の概念にとらわれない職業観について指導した。	ア	今後も性別に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。
		●中学校における社会体験チャレンジ事業		今後も性別にとらわれない職業観について指導する。	A	新型コロナウイルス感染症のため社会体験チャレンジ事業は実施できなかったが、各学校でのキャリア教育の充実に努めた。	3	性別に基づく固定的な役割分担を前提にしないよう指導した。	ア	今後も性別にとらわれない職業観について指導する。
	④男女平等の視点に立った学校運営の推進	●男女平等の視点に立って校務を分担し、学校運営を推進	学校教育課	今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。	A	男女平等の視点に立って校務分担を行い、学校運営を推進した。	1・2	男女の平等・相互理解について指導した。	ア	今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。
	⑤家庭科など教科教育における男女平等教育の推進	●家庭科教育における意識啓発	学校教育課	今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。	A	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し合えるような人間形成を図る家庭科教育を充実させた。	3	男女平等の相互理解について指導した。	ア	今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。
		●生活技術が男女ともに向上するような指導の工夫		今後も性別に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。	A		3	性別に基づく固定的な役割分担を前提にしないよう指導した。	ア	今後も性別に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。
(2)生涯学習による男女平等意識の醸成	⑥教職員の男女平等意識の高揚	●価値観・生活態度など教職員の男女平等意識の向上	学校教育課	今後も、教職員の男女平等意識の高揚を図るよう指導する。	A	教職員の男女平等意識について、さらに理解を深めた。	3	教職員の意識高揚を図るよう指導した。	ア	今後も、教職員の男女平等意識の高揚を図るよう指導する。
	⑦男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実	●研修機会の充実(埼玉県教育委員会主催の研修会への参加など)	学校教育課	研修会案内を配布し、参加を促進する。	A	研修の案内に努め、参加を促進した。	3	研修会の案内を配布し、参加を促進した。	ア	研修会案内を配布し、参加を促進する。
	①男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	●女性学級、成人学級、高齢者学級の開催 ●幼児学級、青少年学級、家庭教育学級の充実	地域公民館	成人学級・高齢者学級等、男女が共に参加できる講座の継続。	B	各地域公民館ごとに男女が共に参加できる学級・講座を行うことができた。新型コロナウイルス感染症対策のため、中止や定員減があった。	2	男女が気軽に参加できるような雰囲気づくりに努め、地域住民の生涯学習の充実やコミュニティの推進が図れるような講座を開催した。	ア	成人学級・高齢者学級等、男女が共に参加できる講座の継続
	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	地域公民館	男性学級・男性料理教室の継続。	B	講座で男性学級・男性料理教室を実施した。新型コロナウイルス感染症対策により、中止や定員制限があった。	2・3	男性が気軽に参加でき家庭や地域への参画を促すような内容で開催した。	ア	男性学級・男性料理教室の継続
			男女共同参画推進センター	男性の家庭への参画と自立を促すために、親子料理講座・男性料理教室を開催する。	A	・親子料理講座:「手ごねパンづくり」を開催(R2.7.25)。 ・男性料理講座:「年越しそばをつくろう!」を開催(R2.12.12)。	1・2	受講者 ・親子料理講座24人 大人10人 子ども14人 ・男性料理講座8人	ア	男性の家庭への参画と自立を促すために、親子料理講座・男性料理教室を開催する。

重点施策15 男女平等教育の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和2年度計画	評価※	令和2年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和3年度計画
	③男女共同参画に関する図書等の整備	●男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の整備	男女共同参画推進センター	・引き続きセンター内情報コーナーに男女共同参画に関する図書やビデオ等を備え、希望する市民への貸し出しを行う。	B	・センター内情報コーナーに男女共同参画に関する図書やビデオ等を備え、希望する市民へ貸し出しを行った。	1・2	貸出図書コーナー: 222冊(R2年度新たに4冊購入)、映像資料13本 ブレイルーム: 子ども用絵本等: 51冊 相談等で来所した方などが利用している。	ア	・引き続きセンター内情報コーナーに男女共同参画に関する図書やビデオ等を備え、希望する市民への貸し出しを行う。
		●情報コーナー、貸出コーナーなど市民が気軽に学ぶことができる環境の整備	図書館	引き続き男女共同参画の視点を取り入れた資料を購入する。また、おすすめ本コーナーを活用して、男女共同参画に関する本の貸出を促進する。	A	男女共同参画の視点を取り入れた資料を購入し、学ぶ環境を整えた。	2・3	男女共同参画の視点を取り入れた資料を購入した。	ア	引き続き男女共同参画の視点を取り入れた資料を購入する。また、おすすめ本コーナーを活用して、男女共同参画に関する本の貸出を促進する。